

平成24年9月20日(木曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳昭	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

## 議事日程第6号

平成24年9月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第19号から議案第48号  
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第49号  
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第19号から議員提出議案第22号まで  
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●議員から提出された議案

- 議案第 19 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 議案第 20 号 伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書
- 議案第 21 号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- 議案第 22 号 「人権侵害救済法案」に反対する意見書

## 議 事 の 経 過

平成 24 年 9 月 20 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（山久夫君）

皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、どうかよろしく願います。

諸般の報告をします。

昨日お配りしました追加議案について、提出日を訂正し、あらためて議席に配布してますので、ご了承ください。13 日が、19 日の訂正です。

これで、諸般の報告を終わります。

初めに、情報防災課長から発言を求められております。

これを許します。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

私の方から、9 月 18 日、火曜日でございますけれど、山崎議員のご質問の 1 番目、地震・津波対策についての 3 項目の部分ですけれど。津波避難や避難道の用地交渉における地権者に謝金が必要ではないかというご質問に対して、地権者の方への対応につきましては一定の基準が必要となってくるのではないかと考えており、今後、検討してまいりたいと回答しておりました。

その際、検討するというのは、用地の売買または賃貸借の基準について検討するという意味でございまして、その上に、さらに謝金を出すということについても検討するという意味ではございませんでした。用地の売買、賃貸契約をした上にですね、その上に謝金を出すということについては、町の現状から言って、困難でございます。

説明が不十分な回答となっておりますので、補足をさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで情報防災課長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

質問者、坂本あやさん。

4 番（坂本あやさん）

おはようございます。

通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしく願います。

それでは、私が今日はですね、ケーブルテレビの視聴の状況を問うということで、情報基盤整備事業には 4 つのことがあるということでしたけれども、この 1 点に絞って、今日は質問をさせていただきたいと思っております。

今回の議会にですね、執行部の方から黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例というものが出されました。この条例の改正につきましては、6 月議会で私が質問させていただきました、加入金の免除、それから工事費の免除について、執行部が取り組んでいただいた結果が出たものだと思っております、大

変喜んでおります。

この間ですね、6月議会が終わった後、さまざまな方からこのケーブルテレビについてのお話を、私、いただきました。というのはですね、議会放送が始まったということで、かなり住民の皆さまの興味がですね、ケーブルテレビの方に向いてきたかなということを実感致しました。私たちがこうしてですね、ここに立たしていただいておりますとですね、終わった後にお電話をいただいて、まあ、今日はきれいに映っていたよとかですね、いろいろなお話をいただくくらいですね反応が大きゅうございます。まあ、こういうふうですね、ケーブルテレビというのは、黒潮町のご家庭の中でお持ちの方の中にはですね、瞬時に情報が伝達されて、そして、それを見た住民の方々が大変反応をして、まあ、喜んでいらっしゃるかどうか、ちょっと疑問のところがあります。見ていただいて、非常に役立てていただいているんだなということを実感致しました。

ですから、今回、9月議会で黒潮町の執行部からの提案としてですね、この加入金、それから工事費を免除し、加入者を増やしていくというこのことについて、私は大変喜んでおります。

それから、今日の質問の、これから趣旨の部分に入っていくんでございますけれども。今日の趣旨はですね、確かに、契約件数は初め、一番最初にケーブルテレビに加入してくれた方、そのときにはまだ自主放送が映らない状態で、地上波が放送になるということで、テレビが真っ黒になって見えなくなるでしょうということにまず対応するために、この光ケーブルを引かなければならないというところから始まりまして、特に大方の、黒潮の中でも大方ですとか沿岸の方には、その光ケーブルでなくてもテレビの視聴はできるという状況の中で始まりましたので、最初、自分の所はテレビが見えるので、テレビを見るためだけには光ケーブルに接続しなくてもよかったんだという方も確かにたくさんいらしたので、そのときの加入状況というのは、やはり低かったのではないかと思います。

ただ、この6月で議会の放送もあったり、それから、かわいい子どもたちの映像がテレビの画面から、隣の子どもさんが出たりとかいうことを見ることによって、本当にその自主放送に対する住民の目線というのは変わってきたんじゃないかなと思います。ですから、私の所にもですね、加入金とか工事費が免除になればケーブルテレビを引きたいので、という問い合わせがあたりも致しました。もうちょっと待ってくださいねということで、私はお返事をしておりまして、今回この議会での議案が議決されれば、また加入者も増えるのかなというふうに期待をしております。

そこで、心配なところはですね、せっかくご契約をなさっているのに、ここに視聴率とは書いてあるんですけど、ちょっと上手な表現が分からなかったのが視聴率という言葉を使わしていただいたんですけども。私の思いの中にありますのは、契約者が100人います。でも、ご覧になられている方は60人しかいませんよという現状になってはいないのかということをお心配して、視聴率というのはどれくらいですかという質問をさせていただきました。

というのはですね、私も非常に電気関係ですとか、それからIT関係だとか弱いので、あんまり詳しいことがよく分かりません。ですから、テレビに加入をしました。でも、ケーブルテレビに加入をして、それで自主放送も見られるようになってるんだけど、チャンネルの合わせ方が分からない。自分の家庭の中で、どうしたらその放送が見られるか分からない、ということを実際体験しましたので、私と同じような思いをしていらっしゃる方が町内にはいらっしゃるのではないかな。そんな心配をしています。

そのことがありましたので、今日、ご契約の件数は増えましたかということと、そして、契約した方々がどれくらいの率で見られているのか。もし、見られていない方が多いということであれば、それはなぜなのか。その視聴率というのは、どうして解消していくのか。そんなことをお尋ねしたいと思って、質問させていただきました。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、坂本議員の一般質問、ケーブルテレビの視聴の状況を問うについて、通告書にまず基づいて、お答えしたいと思います。

まず、黒潮町光ネットワークサービス全体の加入率についてご説明をさせていただきます。

平成24年8月31日現在で、告知端末が92.85パーセント、4,818契約。テレビ放送につきまして37.94パーセント、1,969契約。インターネット通信につきまして19.60パーセント、1,017契約となっています。

自主放送は4月から開始されていますが、テレビの加入率は、4月以降ほとんど変わっていません。

ただし、テレビ放送サービス加入にかんする問い合わせは、坂本議員もおっしゃられたとおり、かなり多く事務局の方には寄せられました。しかしながら、加入金と引き込み工事合わせて、テレビの場合ですけれど、4万2,000円の負担金についてご説明をすると、ほとんどの方が加入をあきらめているのが現状でございます。

視聴率につきまして、今、坂本議員の方から、この視聴率の意味が、今、質問を聞いてよく分かったんですけど。その通常の視聴率につきまして、これは、残念ながら調査するシステムがないために確認できていません。

それから、他局放送については、藤本議員のご質問にも回答致しましたが、昨年度から引き続き協議を実施してるところです。こちらから放送開始の期日を指定することが難しいことですが、できるだけ早い放送実施を目指して努力を致します。

それから、視聴率の件。今のご質問で、また私が回答を構えたときの視聴率と違う意味ということが分かったわけですが。この、契約しておるのにテレビが見えてない方、この原因の多くはですね、チャンネル設定が分からないというふうなところにあるかと思うんですけど。

これは、実は契約してる中で誰がですね、チャンネル設定できてないかいうところは、現在のところ、事務局の方では把握できてません。これを、実際こういう方がおいでるのではないかというふうな心配はしておるところでございます、この件の解決について今後、事務局の方でも対応を検討していきたいと思ひます。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

私、どなたが見えてないかというところが分からないという点が一番気になって、この質問を用意させていただいたんですけども。

情報センターとかいう所ですよね、やはり町は委託契約をして事業をしていただいている部分があると思うんですけども。ここの業務ですね、その業務というのはどうなってるんでしょうか。ちょっと外れると言われると、ちょっと申し訳ないかなと思うんですが。

ただ、心配してるのはですね、職員が全部それを把握するのは、なかなか今いろいろな問題もあって、特に大きな防災の仕事を全職員を挙げてやっぺらしているんで、そこまでの手だてを職員の中でやることは無理かもしれませんけれども、委託事業としてお出しになっている、その事業の中でですね、この視聴できていないかということをお調べになることはできるのではないかと思うんですが。その点を1点、お伺ひします。

何と言うんですかね、やっぱり今ですね、各ご家庭の中で、高齢者の世帯を狙った悪徳商法というのがありますので、お電話をかけるときにはですね、やはり、ほんとにこの人は町の人なのかしら。それから、私、何かだまされて、取られてしまうんじゃないかしらとかいうようなね、ちょっとこう不安をお持ちの方もたくさんいると思うので。そのあたりの方法というのは、私、行政の方から、告示端末がありますので告知端末で、これから、ケーブルテレビをご契約になっているのに自主放送が見られていないご家庭を調査をさせていただきますので、お電話がかかるかもしれません。お伺いするかもしれませんが、町の職員である証しはこういうふうな形で示しますのでということをごすね、何回かに分けてお知らせして、実施することはできるんじゃないかと思うのです。

それで、もしそれが委託契約の中でできないということであれば、多分、契約って1年だと思しますので、今度9月には、また、たくさんの方が加入されると私は期待していますし、その方々が町と契約しても、見ることもできない。そして、見れるようにサービスもしてくれない。ということになるとすよね、その町に対しての契約をしたことを後悔すると思うんです。確かに、いろいろな業者さんとの関係というのも出てこようかとは思いますが、町は特別会計を持ってすよねこの事業に当たられるのですから、そこは住民サービスという範囲をどこまでにするのか、ということをはっきりお決めになって対応するべきではないかと思いますが。

その2点について、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、坂本議員の再質問にお答えしたいと思います。

どなたが見えてるのか分からない点が問題だというご指摘でございますけれど。まず、現在、この光ネットワークの保守サービスについてはですね、保守サービスの年間契約、基本契約に基づいて実施しておるわけですが。基本的に、個人の負担すべき部分、あれは責任分界点がございまして、責任分界点がございまして、テレビについては、V-ONU への信号到達はサービスセンターの方なんですけれど、その V-ONU からテレビへつなぐ、いわゆる宅内工事ですね。これは個人の負担になります。個人が電気屋さんとかに手配してやる分の工事になります。費用も個人の負担になるわけですが。それは個人がすよね自分で、器用な方はやられる方もおいでますけど、ほとんどの方は電気屋さんをお願いしてやってるのが実態でございます。

それから、当然、その先のチャンネル設定についても、個人の責任でやる分になっておりまして、この部分についてはサービスセンターの責任範囲ではなくなっております。これにつきまして、町内の民間の電気屋さんなんかとも協議もしてまいったこともありますけれど、やはり、ここを町が全部やってしまうとすよね、町内の業者さんにとっては、町に言うたら全部ただでやってくれるけん、いうふうな言い方をするような形になってきて、いわゆる民の圧迫にもなるし、なかなか難しい問題がございます。

それで、この方についてはする、この方についてははしないということもなかなかできませんので、町がする場合ですね。現在は、やっぱり責任の分界点として V-ONU から先、宅内工事と、いわゆるチャンネル設定については個人の責任でやっていただくと。個人でできない場合は電気屋さんの方をお願いして、一定のお金が必要かもしれませんが、やっていただくというふうなところで現在に至っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

そうなるとですね、情報センターっていう所はですね、条例の中にもあったんですけど、情報センターのですね設置要綱ございますよね。その設置要綱の中には、情報センターの設置をこの中に、個人が情報センターの、その設置の形で契約を結ぶようになってますよね。個人は町と契約を結んでいるのであって、まあその仕事の役割で町がですね、電気屋さんにその仕事をやっていただくようにしているということになっているということですけども。私は、この黒潮町と契約をした住民というお客さまが、町からサービスを受けることに何の問題があるのかなと、私は思います。

それから、業者の方のお話が出ました。一体どれくらいの金額で、業者の方が個人のお宅のテレビの設定、それから、線の接続というのをやられているのかということ調査されたことはございますか。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

まずは、民間の方がやった場合にですね、幾らでやるかということですけど。今、ちょっと資料持ってないんですけど、基準的な単価の資料を民間の家電屋さんの中で検討してもらった資料を拝見したことがありますけれど、基本的にそれは基準でございまして、各電気屋さんによって、やり方がですねまちまちです。例えば、いつもその店で機材を買ってくれてる方に対してのサービスと、それから、そうではなくて突然頼まれたケースと、違う場合もあるようです。そのご質問に対する、一つの回答はそういうことです。

それから、町からのサービス。これインターネットの、以前、設定の問題が議論されたことがあるんですけど、それと同じなんですね。テレビのチャンネル設定にしる、その宅内工事にしる、町がサービスする範囲と、個人さんで負担してもらう際に、どっかで責任の分界点を持っていかなければなりません。その分だけ業務が広がると、当然、保守のサービスに対する契約金額も上げなければなりません。そして、場合によってそれに対応できなければですね、町の直接の対応となると、町で対応する人材の予算を組んでいかなければならないという問題につながってきますので、現在のところはですね、やはり責任分界点はV-ONU への信号をきちっと伝えると。その先については、個人の宅内サービスでやっていただくと。

ただ、サービスセンターの方にですね、例えばチャンネル設定が分からないとか、工事の仕方が分からないとかいうご質問をいただきましたら、サービスセンターの方では可能な限りのアドバイス、場合によっては、業者さんの、こういう業者さんもおいでますよというふうな情報の提供はさせていただいております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

私、インターネットの場合とね、この場合は少し違うんじゃないかなと思ってるのはですね、テレビというものですね、そのインターネットというものは、一般の皆さまからすると、テレビというのはもう現在ですね、見えて当たり前という考え方ではないかなと思うんです。

テレビというのは本当に、特にこういうケーブルテレビ、ご家庭の中で引くテレビ。高齢者が地域のこの情報を得るツールとして、今度自主放送を始めて、町が作るテレビということですので、そのテレビの位置付けというのは特殊なものではなくって、見れて当たり前の世界というふうに、少し私は考えています。ですから、あえてこういう町のサービスの一環の中に、もう少しサービスの範囲を広げられてはどうかということ質問しているわけです。



それで、情報センターの方に問い合わせがあって、情報センターができる範囲と、それからできない範囲があるんじゃないかなというのは、私も思います。その違いというのは、まあ、宅内配線をしなければいけないとかですね、そういうことについては業者さんをお願いするように、情報センターへの問い合わせがあったとき、町の問い合わせがあったときは、お答えになったらいいんじゃないかなと思うんですが。問い合わせがあったときに、それはじゃあ、チャンネル設定だけでできるんですよということになったときの対応ですよ。工事はもちろん、私は電気屋さんにしてもらわなければならないと思うんですが、そのチャンネル設定っていうのは、どうも私、この間、私はようしませんでしたけど、若い子がいたので、その子にチャンネル設定をちょっとできるって聞いたらですね、その方は割とパッパッパッとこう、ボタンを押すだけで設定が完了するということだったので、工事を伴わない、そのチャンネル設定だと思うんですけども。

そういうことについてはですね、情報センターの方がですね、こうしたらできますよというアドバイスをすることについては、業者さんの方からのクレーム的なものにつながるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

チャンネル設定、宅内配線ですね。宅内配線を業者さんをお願いした場合はですね、その工事と同時にですねチャンネル設定をお願いしたら、恐らくやってくれると思います。

それで問題は、議員ご指摘のように、もう工事はできてるけれど、チャンネル設定が分からないので見れない方に対応ですけれど。これはですね、厄介なのは、テレビの機種によって設定の仕方が違うということです。それから、リモコンがある場合と、なくしてる家庭がございまして。なくしてる家庭について、非常に厄介です。電気屋さんでもちょっと、しばらく時間かかるぐらい厄介なもので。電話でなかなかやりとり程度です。ね済まない場合が多くて、恐らく、ご家庭に出向いていってですね、やってみると。それでもなかなか、機種によっては設定が。リモコンがあればですね、かなり簡単にできるんですけど、そういうふうな実態がございまして。

この件、確かに、せっかく入っていただいて、料金も頂いておるのに、見えてない実態についてはですね、私どもも大きな問題持ってますので、サービスセンターと事務担当の方とですね、この件について協議して、何らかの対応できないか、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ぜひ、そのあたりの細かなところまでですね、ちょっと詰めた議論をしていただきたいなと思ってるんです。

私ね、情報センターの方が4人いらっしゃるんじゃないかなと思ってるんですけども。その方々が個人のお宅に行って、リモコンがないのか、線が繋がってないのか、ただ、設定の仕方が分からないだけなのか。その原因を明らかにして差し上げるということが、情報センターのサービスではないですかということをお願いしてるんです。で、こういうサービスをすることが、町に加入した人たちの満足感につながる、ということだと思います。

行政は、一般財源をもってこの事業を進めています。このケーブルテレビにしてみても、多分、利益の挙が

っていく事業ではないです。では、行政がこうして一般財源を投じて事業をするということの中で、利益というところを何で考えるかということになれば、住民の皆さんの満足感、入って良かったという安心感だと思うんです。行政が利益を生む仕事はできません。でも、住民の満足感や、行政だから入って良かった、そういう満足感を生む仕事を、これからやっていく必要があるのではないかと思います。

なかなか、まあ試算表もいただきました。今回、加入金や、それから工事の費用を免除することによって、町費から持ち出しも出てきます。でも、それを出してでもやらなければならないというのは何かといえば、行政が住民の皆さんに喜んでもらう仕事をするということですよ。だから、加入した方が見えない状態では、私はいけないと思います。

この原点を忘れずに取り組んでいただきたいと思っているのですが、そのあたりの考え方を、もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

加入された方が見えないようなサービスではいけないとおっしゃられるとおりでと思います。

ただもう1つ、私どもが気を付けなければいけないのは、町内の電気屋さんとか業者、それでお仕事されている業者さんがおいでますので、そこへの民の圧迫になるような取り組みも、また問題があるかと思しますので、そのへんとのバランスに非常に悩む場合もございます。

先ほど、私が検討すると申しましたのは、その町内の業者さんとの協議も必要です。サービスセンター、そして町と、それから業者さんと話しながらですね、どのようなやり方がいいのか。問題意識は、議員おっしゃるとおり大きく持っておりますので、そのへんどういう形ができるのかですね、検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

よろしく申し上げます。

2問目に移りたいのですが。

この2問目についてですが、私、この質問を用意させていただくまでに何度も何度も、今までの議事録、それから判決文、それからいろんな資料を読み返しました。そして、自分なりに考えて、この質問を用意しました。

その中で、私が見えてきましたのは、この、今までの事件の中で、2つの真実がぶつかってるんだなということを感じました。といいますのは、昨日、下村議員の質問の中にもございましたので、皆さんもうご承知のことかと思うんですけども。

森議員がおっしゃっていた、遅刻した業者を探しに行ったという部分ですけども。このことについては、私は真実だと思いますし、行政の方も、探しに行っていないとは言っていないので、このことについては、森議員のおっしゃることは真実だと、私は信じています。それに、何回か議会の中でお話を聞いたときに、当人であるという方のお話も聞きましたけども、探しに下りたのは業者ではなく、職員だとおっしゃってましたけれども。その職員を探しに行ったときには森議員と会いましたよ、ということをおっしゃってましたので、森議員が見たという事実は、私も認めるべき事実だと思っています。

それと、もう1つ。執行部がおっしゃる、執行部が間違いなく入札は行ったと。点呼もし、その点呼を取ったときには、入札を予定している業者さんはみんなそろって入札を始めたので、入札に落ち度はなかったというところだったので、このことについても私は真実だと思っておりますし。一貫して、森議員の質問のとき、10月の臨時議会のとからですよ、入札には不備はなかったということ、当時、澳本副町長でいらっしやいましたけれども、おっしゃってましたので、そのことも真実だと思いました。

ですから私は、昨日、下村議員が質問なされたそのこと、それから、執行部が答弁したそのことを、まさにそのとおりだと思って聞かせていただきましたので、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、この件については取り下げます。

以上で、私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

次の、委員長からの報告の準備のため、9時50分まで休憩します。

休 憩 9時 33分

再 開 9時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第19号、平成23年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第48号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森治史君）

それでは、総務常任委員会から、今回付託されました議案について報告をさせていただきます。

一番先にあります19号につきましては、総務常任委員会の方から、教育厚生、産業建設のそれぞれの常任委員会に合同審査の申し入れを致しまして、快く承諾を得ましたので、皆さんとこの場で審査を致しました。それについて、もう皆さん十分お分かりのところがありますが、私が思うところを何点か報告させていただきます。

歳入、23年度の一般会計歳入歳出の決算の認定についてからですが。歳入歳出決算書の方の85ページの方で、あまり大きい問題ではありませんでしたけど、交通安全施設整備工事費という所とか、交通安全対策等の工事という所で、佐賀地域の黒ノ川では事故が多いが、特に頻繁に起こっておると。そういう問題があるので、この対策についてこの費用の中でされているかというような質問がありまして、それに対しては、向こうは国道であって、こちらの方は町道への安全対策というような説明を受けております。

85ページの方で、15節の工事請負費とか18節の備品購入費、この方の金額であります。この金額につきましては、携帯の不感地域解消のための整備費でありまして、これは佐賀橋川（後段で「大方橋川」へ訂正の発言あり）、佐賀の熊野浦の工事費という説明を受けております。

それと、157ページの方になりますが、産業振興推進総合事業費という項目がありまして、その中の15節の工事費。これにつきましては、ここに挙がってます97万6,500円という金額ですが。これにつきましては、新しくできました黒砂糖を煮詰めるとこの工場の中で、煙突の引きの関係で室内に煙が充満するということの解消の、わずかですが工事に使われたということと、19節の負担金補助及び交付金の所ですが、その中の補助交付金として、黒潮町特産品開発推進協議会補助金として200万6,000円が出ておりますが、これは黒砂糖、

ラッキョウなどとかツワブキの食品加工を試みましたが、ツワブキについてはまだ商品化には至っていないと。そういうような研究開発の方に使うことと、それから、商品アドバイザーなんかのアドバイザー料がこの中から支出されてるようにお聞きしております。

それと、ラッキョウの商品を作るときには、期間は短いですけど、3ないし6名の方の臨時雇用も生まれておるといような報告を受けております。

続いて159ページ、林業振興費の方で報償費というところがあります。有害鳥獣の方で226万7,500円というのが配られておりますが、ここにつきまして、イノシシとかイノビシンとかシカとかが対象になっておりますが、今、黒潮町内でもサルの被害が出てきております。これに対して、含まれておるかというような質問がありましたけど、現在の段階では含まれておるけど、サルについては1万5,000円ぐらいの報償費であるが、なかなか、鉄砲を持ってる方が、サルは嫌と、撃つがが。何かそれを聞くと、いろんな鉄砲の方にも聞きますと、何か銃が向くと、手を合わせたようにして拝まれるんで嫌ですというようで、なかなか撃つ方がおらんで、この報償費を3万程度に上げて取り組んでいきたいというよう説明を受けております。

167ページの方になりますが、上から3番目の所の19節負担金補助及び交付金というところがありますが、これは入野漁協のモジャコの稚魚を飼っている場所に、背びれ等の変形が生まれるモジャコが出てくるということで、水面の底の水の質の改良のための工事であって、22年、23年の補助をしたと。ただし、漁協にも負担をしてもらっておりますという説明を受けております。

大ざっぱになりましたけど、あとは197ページの方で、一番最後の欄になりますが、負担金補助及び交付金という項目があります。これは、木造住宅の改修工事補助金とか、木造住宅耐震改修工事の補助金、それと、木造住宅耐震改良設計補助金とかということで、直す、耐震工事費の補助金の方につきましては、上限が90万円まで。で、23年度が4件、22年には5件というように、22、23年度で9件の補助事業がなされたという報告を受けております。

木造住宅の耐震改修設計補助金等が上限20万で、これにつきましては14件をやっておるといような報告を受けました。

大ざっぱでありますけど、今回の23年度の黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての報告と致します。

(議長から「いや、結果の報告も、一緒に言えば一緒に言ってください。最後にまとめて結果を報告しても構いませんが、一つ一つ、結果もお願いします」との発言あり)

はい、分かりました。

19号につきましては、原案認定というように可決を致しました。

続きまして、常任委員会の方に付託されました22号からそれ以降の議案につきましては、9月の11日9時から16時10分までと、12日の日の9時より11時50分の間、庁舎3階第2会議室において、植田副町長、町長、松田総務課長、松本情報防災課長、松田財務係長、藤本係長を迎えて、慎重なる審議を致しました。

まず、22号になりますが、22号の方の、平成23年度黒潮町給与集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、これについてはあまり主立った意見はありませんでした。

町長部局の水道会計をのけた方の給料を一括集中管理をしている会計でありまして、給与にかんすることでしたので、それほどの議論もなく終わるといことはいけなかもしれないかもしれませんが、問題がないということで、この議案につきましても原案認定ということで決しました。

続きまして、30号の黒潮町情報センター事業特別会計決算についてになりますが。

すいません、時間かかって。ごめんなさい。

誠に申し訳ないです。

(議長から「少しお待ちください」との発言あり)

誠に申し訳ございません。資料を間違っておりました。誠に申し訳ありません。

この、黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算書の認定についてですが、これにつきましては、意見と致しましては、収入未済額の177万3,000円、加入金が97万1,000円が未収になっていることについて、加入金については、取付工事は加入金が入ってするのが基本と考えるが、どうして未収額が出ているのかという質問に対して、執行部の方から、事業を推進する中で、住民の早くとの要望があり、条例と少し違って事業を進めたことによるが請求はしていきます、という答弁がありました。使用料の未納につきましては、特にこの方法という徴収方法は取っていないが、数カ月間の間未納の場合は、テレビ、インターネットが使用できないように止めますということの答弁でありました。そうすると、ほとんどの利用者の方が入金をしてくれるというように報告は受けておりますが、まだその残った未収についての利用料についての明確な徴収方法等は、まだ取ってるようではありません。まあ、最大が利用を止めるということでやってるようでございます。

中には、決算を見ましてから、情報センターについては実質的には300万円の赤字ととらえて良いのかというような意見がありまして、それに対して、基本的には収入が少ない場合には、一般財源からの繰り入れによってプラスマイナスゼロと致しますと。まあ、黒字になれば、収入が多い分については繰り越しを取りますとか、23年については、一般財源から565万円、基金から1,772万円、計2,337万円を入れております。

基金についての説明では、情報基盤整備事業は国の認定を受けた事業なので、委託料を除いた総事業費13億の5パーセントが交付金として入ってき、それを基金に積み立てておいて、後年の起債の償還に充てる。このあれは県から来ておりますけど、国から県に入って町に、そういう補助がなされてるというように、の説明でありました。償還の続く中でも、特に平成27年から30年の間は赤字経営になるが、平成36年度からは黒字経営になるという、長期計画を見ておるようです。まあ、テレビ加入は四万十町が70パーセントでありますので、黒潮町としても黒字になる加入の位置を、テレビが加入60パーセント、インターネットが30パーセントの加入が目標としますということで、事業費17億円の償還が済めば、経営は黒字に向いていくという説明をありました。

またその中で、経営をする中で、公債費は別と考えて、運営がどうなるかを見ていくというような説明も受けております。

今現在の加入率については、再三質問の中で出てきておりますので、そこは割愛させていただきます。

そういうことで、この議案に対しても原案を認定するものと、委員会の方では決しました。

続きまして32号議案、黒潮町防災会議条例の一部を改正する条例につきましては、これは国の方の法律が変わったということで、それに伴う町の方の条例の改正であるということで、原案を可決することと決しました。

33号議案につきましても、これも国の方の法律の変更によりますものですので、これも原案どおり可決するものと、委員会の方では決しました。

34号についても、これも、黒潮町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、国の方の法律の改正による町の条例の改正でありますので、これについても原案を可決するものと、委員会では決しました。

35号になりますが、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして。これにつきましては、新案、旧案ありましたが、委員の方から、これでいくと、町長の権限というか責任があまりにも大きくなるということと、町長の一存でできるような、取れる部分があるので、やはり、そこはちゃんと規制を掛けるべきだということいろいろ議論がありまして、一番そういうところで、訂正で議案が挙がってきました。皆さんのお手元に、その変わった所は届いておると思います。

一番の問題として出てきましたのが、その、個人とか法人を含めて、者（もの）という表現について、委員会の中で一番議論が出ました。者（もの）ということに法人が入るかどうかという議論もありまして、まあこれは、行政的には法人という。この場合の法人ですが、実際は個人事業者、いわゆる法人の、株式会社とか有限会社の人やなくとも、個人の事業主の方を法人というように扱っている、それをひっくるめて者（もの）とするという。この条例によりましたら、今、言われておりますその加入の促進のために、目的は加入を促進するために、23年の12月31日から平成27年の3月31日までの間を、加入金と工事費を無料にすることが一番大きな、メインの改定だと思います。そのときに、法人という所が23年の9月から、加入についてお金を徴収しておりました。そこも含めて、返せるように。まあ、加入金を払ってるといの方々に対しては、加入金を返す方法を取るための条例改正でありました。主、そういう所できちっとしたように日付を入れるということを申し入れて、執行部の方も、そのように訂正して議案を提出してきましたので、委員会の中でもこの原案については可決するものと、委員会では決しました。

続きまして38号、歳入歳出ですけど、これは24年度の一般会計の補正についてです。38号、黒潮町一般会計予算の補正第2号です。これは、歳入歳出にそれぞれ10億1,179万円をそれぞれ歳入歳出に追加し、予算額を96億4,679万1,000円とするものです。

それでは、18ページ。

問題となりましたのは、主、この中でも、入の方であります町債の方ですが。町債の補正額が9億8,000万円と大きく増額になっていまして、防災対策事業への補助金制度が平成25年度で終了するので、今年に前もって予算を組むことによる増額であります。町債については、後年、交付税で70パーセント交付される辺地債、また、80パーセントが交付税で返ってくる過疎債などを充てておるといことなんです。なかなか厳しいことではあります、これについてはそのように、いわゆる今回の防災対策、避難道、避難タワー、集会所の改築、消防署の改築、その他のための予算を前取りで組んでいた。いわゆる、25年までにちゃんと手を着けておかないと予算がもらえなくなるということで、補助金の制度がなくなるということで組まれております。

主なものとしては、16ページの方にあります消防費の方で、避難道等整備事業と避難タワー建設事業。これも、まだ場所も何も言われておりませんが、消防署移転、備蓄倉庫等の事業に支出するように組まれております。

続きまして、18ページの方をお願い致します。

13節、財産管理費の方の13節になります、委託料。これにつきましては、集会所の移転事業の委託4カ所で800万円、設計の委託が800万。工事請負費の集会所移転事業工事の4カ所に8,000万円については、先ほども申しましたけど、地域との話し合いによって進めている関係がありますので、今のところ確定はしていません。地元との話し合い、調整によってやるというように説明を受けております。

19ページの方になりますが、この中で、15節の方の工事請負費で、工事請負費の中のスマートタウン充電スタンドということで、電気自動車に対する充電スタンドを充実していくための予算として挙がってきております。説明の中で受けたのが、下田の口の体育館の方へ1台、宮川公園から2台、バザールへ1台、大規模公園の鞭の駐車場に2台、大方の方の庁舎に1台、佐賀の方に1台ということ、説明を受けております。

また、この中の事業として、家庭の電気メーターによる使用を調査、情報をセンターの方で受けてやることということで、今回は、なかなか個人のおうちをお願いをすることができないので、まず、そのメーターでいろんなことを調査することにつきましては、町の職員の方の家庭のメーターで調査をし、データを集めていって、いずれ、これを町内の一人暮らしの方の高齢者の方たちの所にも設置し、その電気の使用とかその他で、センターの方で見守ることができるようにやっていく方向であると。また、その方向じゃなくて、そういうこ

とに向いていくということで説明を受けております。

それと、総務費の中で20ページの方の庁舎建設費ということで挙がってきておりますことにつきましては、委託料として1,366万8,000円が挙がってきております。それにつきましては、残土処理用地の測量委託、残土処理造成測量設計委託とか、残土処理地質調査委託とかいうようになってきております。

で、造成の敷地面積は、前々から言われておりますように5万5,000平米で、庁舎内の敷地の面積が4,000平米で、庁舎は25メートル掛ける60で、1,500平米の建物になります。海拔は、大体25ないし26ぐらいの所に庁舎の位置が行くように設計をするようであります。庁舎への新しくできると言われてるバイパスからは、道幅が14メートルぐらいで、国道から庁舎への角度が大体6パーセントぐらいのこう配になろうというような説明を受けております。

それで、委員の方からは、図面を見せてもらうときに、埋め立ての方に道が行かないようにつけるべきではないかと。で、カーブがあるけど、固い地盤を利用する関係で若干左に取るようなカーブになっておりますが、一部、道の設計が。そういうことのあれについては、やはり何かあったときに埋め立てとあれとじゃいかんから、できるだけ地盤の固い方へ道路をつけるようにすべきではないかということと、こういう事業が一定限進んでいく間に、やはり議会の方にも一定、説明をしもってやっていただきたいというように意見が出ました。

続きましては、9款の方の消防費になります。

この中で一番大きいのは、1目常備消防費の方で1,670万7,000円の減額になっております。これは、消防救急デジタル無線整備負担金ということで挙げておりましたが、もともと最初は黒潮町での事業として取り組んでいましたが、消防の方の幡多中央広域消防の方で、四万十市と一緒にして取り組むことになったことによる減額であります。これは本署の方で借入れが可能になったということで、事業としては25年5月ごろになろうというように報告を受けております。

アンテナを、これちょっと西土佐の方の名尻山というように私はお聞きしたんですが、と、大用の富山の前ヶ森ということ、旧佐賀町の方の串山というように、私はお聞きしておりますが。ここに3基、基地局を建てることで、四万十市、黒潮町全域デジタル化でカバーができるというように聞いております。事業費は約10億ぐらいになる。で、負担割合は、四万十市が70パーセント、黒潮町が30パーセントの負担になるというような説明を受けております。それで、完成としては、デジタル化のぎりぎりになりますかもしれないけど、25年から27年にかけて工事が始まって、27年ぐらいにはすべてが完成するのではないかとというように受けております。それに合わせて、今度は黒潮町の方も、各分団にある消防車の約20台のデジタル化。各分団が持っております、携帯の方の28台についても変えていかなければならない。大体その見積もりが、今の概算で3,500から3,600万円が必要になろうというような説明を受けております。これについても、当然デジタル化になって、電波が届かなくなることで使用できなくなりますので、これについてはそれほどのあれはありませんでした。

32ページの方をお開けください。4目防災費の方ですが。

ここで報償費、当初、2回を予定しておったものを、2回増やして年4回にしたということで、その他委員さんの報償費がここで組まれておりますが、14人で2日分を挙げてきたというように説明を受けております。

その下に報償費、旅費というようにあります。その他報償費と防災アドバイザーというように書かれておりますが。これにつきましては、元気仙沼市の危機管理課長をお招きして、町が取り組む危機管理に対してのアドバイスを受けることを、年3回を予定しておるという説明であります。1回に、遠いので1泊して2日という計算をしてるというようにお聞きしています。そして、一日5万の報償費で、1回が10万で3回だから、30

万。旅費の方は、その交通費の費用弁償ということで挙げております。

その下にあります13節委託料ですが。これは、津波避難路の測量設計委託が2,335万5,000円。それから、22年から23年について区長要望で挙げてきた分と、今回、地域担当との話で、いろんなとこ見た所の中からの抜粋の50件と合わせて、計70カ所を測量委託というように説明を受けております。

こんなにあります、避難タワーの実施設計委託料についての4,000万ですが、今年4カ所、前年度1カ所があつて、計5カ所というように受けておりますが、まだ、これから地域での調査、地権者との確認事項とか、もろもろが済んでないので、これも場所はまだ一切、まだ報告はできないというようにお聞きしております。

ここの中でいろいろ出てきましたけど、18節の備品購入費のなんかの所で、特にこの備蓄倉庫36カ所、場所はまだのようですけど。本当でしたら、今まででしたらアルミの箱のようなもので全部捨てていってますが、地域との話し合いによって地域の方々が、場所ここで、木造建築でその倉庫を建ててもいいというように確約の取れたものは、その地域の建築業者さんに仕事をしてもらえるようにしたいけど、まあ県との調整も要るというように説明を受けましたが。極力、この金額の中で9,000万ですかね、こういう所はできるだけそういうようにして、地元の業者さんの仕事ができるように取り組んでいくというように県とも交渉し、そのように努めていくという報告を受けております。

なかなか大きな事業になっておまして、一（ひと）に予算を消化されなければならないけど、地域防災力の検討と情報の精査をし、集中的に人員を入れるべきだと。それもできないのならば、他の課の協力を借り入れてやっていくべきではないかと。事業を進めるについて人数が足らなければ、ほかの課からでも借ってでもやるべきではないかと。

それと、これは執行部の方も結局大きく予算を、来年切れる補助金の関係があつて、事業を挙げております。その関係で、防災で、誠に申し訳ないけど、数件は繰り越しになって手付かずになる場合もあるかもしれんけど、一生懸命努めていくというような説明を受けております。

消防費は、そこまでであります。

それと、2表の方につきましても、2表地方債の補正の方で多額に補正を組んでおりますが、これにつきましても、ほとんどが今回の避難道、避難タワー、集会所の移転、消防の移転とかいう、防災の方に組まれております。まあ、いろいろ危惧（きぐ）はすることはありますけど、緊急対策なので必要ではないかという、この借入れは必要であろうということに、話がなりました。そして現在の、まあ、70戻ろうが80交付金で返ってこうが、利息については町の負担となりますので、今の借入れの利息が大体0.7から1パーセントの間で、町の起債の借入れができていくというように説明を受けております。金利的には、かなり低くなっておりますということの説明を受けました。これにつきましても、委員会の方では原案どおり可決するものと決しました。

39号の方の、24年度黒潮町給与等集中処理特別会計の補正についてですが。この給与の減額であります。この中は、職員さんの給料減の所と、それから、今回の町長と副町長の20、15パーセントのカットの分も含まれての減ということで説明を受けております。これについても原案どおり可決するものと、委員会の方では決しました。

そして44号の方の補正、平成24年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出の補正についてですが。これについては、歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加し、1億4,142万1,000円とするのであります。

この中で一番の問題として、6ページをお開けください。

1款の使用料及び加入金等、1目サービス加入金の56万3,000円（後段で森委員長から「563万円」へ訂正の発言あり）の、これの三角、減額につきましても、先ほど、条例の改正にも伴いますが、いわゆる法人に加



入していただいていた法人の加入金と工事費を返す分と、4月以降に入っていた方の個人の分の返す分の金額に当たるといように、の説明を受けております。

まあ、そのいわゆる加入金を延長してでも、加入と工事費を無料にすることについて、現在加入せずにテレビを見ての方の加入増を、まあいうたら自主放送で見込めるではないのかという説明がありましたが、まあインターネットの方の加入については、委員の方から、無料になってもそれほど、これは委員の方からですけど、無料になったからといってそれほど見込めないのではないかというような意見もあり、現状をきちっと把握せずに進めているように思えるというような意見がありました、委員の方からは。

無料化して、加入がどれだけの件数になるか見込めていないかという委員の意見に対して、今、告知端末機の方には92パーセント以上の方が加入されていると。で、この端末機のみの人から、工事費が、加入費が無料になれば、そこからの増加を見込んでおりますと。で、個人は良いが、法人、事業所まではどうかと思うというような意見が出ました。その中で、制度を設けて、事業所の加入とか見込み件数、せめて見込み件数とかいう説明書をもって説明に上がってきていただけたら、もっと議論ができやすかったという。で、特に法人については、平成23年9月1日にさかのぼって還付金とし、個人については、平成24年1月以降の加入者についての払い戻しになります。

これにつきましても、いろいろ見込みができるとかできんとか、いろんな内容での、かなり執行部に対してはきつい質問等もありましたが、原案どおり可決するものと、委員会の方では決しました。

次は、第46号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合計画ということですが。

これも、このあれは、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の策定ですが、これにつきましては、携帯電話の不感地帯解消のための計画であって、今計画で解消されるのは、蜷川部落のうちの仲分川地区19戸と、米原地区12戸。電波の調査については、山あいですけど、まあ恐らくこの説明でいくと、私は米原の方と、私の方が伴太郎と間違えて伴太郎でついたんで、ちょっと問いましたけど。山に上がって、一面に両谷あいが見下ろせる所へ建てることで電波は行き届くというように説明を受けております。

この事業は、1億円については、県からの補助金が3分の2、6,666万円入る見込みです。

参入される事業者、これはNTTドコモさんとauさんが、これは規定がありまして、戸数が100戸以下の場合の事業の場合は事業費の9分の1を負担するというので、約1,111万が入るという予定です。残額の2,223万については、米原地区の過疎債、仲分川の辺地債等で借入れを行います。まあ、辺地債の場合は70パーセント、過疎債の場合では後年80パーセントの交付金で返ってくるということ。

管理につきまして質問がありまして、フェンスから中は基地局として、中の機材の維持管理については加入したメーカーが維持管理をするということとやっております。で、その周辺のフェンスから外は、町有地だったら町の管理下になるというように説明を受けております。この場合ですが、NTTドコモさんについては町のケーブルを2芯使うて携帯の工事に入ってくれる関係で、1芯が月額5,000円なので1万円、2本だから。で、年間に12万ほどの、町情報センターの方への特別会計に入ってくると。auさんの方は、独自の光ケーブルを引っ張ってくる関係で、そういう所はないというような説明を受けております。

これにつきましても、委員会の方では原案を可決するものと決しました。

続きまして、47号、鈴辺地に係る総合整備計画の策定についてですが。

これが、ちょっと私の方も勘違いしてございまして、どうして鈴の所にカーブの解消があるのか何とかいうて言っていましたら、こういう鈴の辺地債でやる計画ですが、これは町道成又線ということで、成又から熊野浦に、今、工事が中途になっておりますが、完全にできるわけじゃないですけど上の方のカーブの改修ということで、この制度を利用して事業をするということと説明を受けております。

事業費の 65 パーセント、特定財源の方ですが、これは 4,875 万円。事業費 7,500 万に対して。これについては全体の 65 パーセントになりますが、これは国の社会総合整備交付金が入ってきます。で、一般財源の方の 2,625 万、挙げております。その隣に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 2,500 万と書いてありますが、この金額については、なかなか国がこれを丸々認めてくれないと、2,500 万は。まあ大体、枠取りという形で、このうちの 60 パーセントが認められればというような説明を受けております。あくまでもこの 2,500 万、辺地債については枠取りとして挙げたというような説明を受けております。

まあ、このあれで完全に、成又から熊野浦へと抜ける、あの上のさかな街道というんでしょうか。そこへは完全に、この予算ではまだ工事が完了するがじゃなくって、その手前の所の工事を致しますという説明を受けました。

それにつきましても原案どおり可決するものと、委員会の方では決しました。

続きまして、第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてということでありまして。

もう、いっぱい変更がありました。一番、こう問題化となって議論が伯仲したという所は、その中の 22 ページをお開けください。

22 の方になりますが、ここに、22 ページの上からちょっと下がった所に、黒潮印ブランド認証事業ということに書かれております。これが変更になったというような説明を受けましたけど。この中で一番の問題として、黒潮ということについて、既に登録されておると。それは商品が 40 ぐらい出ると。で、その商標登録については登録が許可されないと思うので、使用できない商標名にいつまでも固執するべきではない。別のネーミングを考えるべきではないかということの意見が出ました。

町の方としては、黒潮印ブランド化を目指した計画なので、理解をお願い致しますと。今の段階では、まだあきらめておりませんと。で、商品名でなく、事業名としての使用は良いと思うと。それと、黒潮とかブランドの図案化することで使用できないか、研究をしているということを説明を受けました。

そのデザイン化ということに対して、また委員の方からも、類似の争いになるので、登録は考えるべきではないか。それは、この後ろにあります、町のこのマークがなかなかうまいこといかんでもめたという経過がありますので、そういう類似されたときには自由に使用できないものになるのではないかということで、まあ、計画書の中にこのように、今、使える見込みのないものを、というか使用できない。もしやっとな、使用できないものに対して、いつまでも文言を載せておるか。この、いう黒潮印ブランド化とか認証という言葉については、もう、この削除すべきではないかというような意見が出ました。まあ、執行部の方からは、今年は上位計画である黒潮町総合振興計画の見直しがありますので、この件については皆さんと議論をし、検討を致したいと思うというような報告を受けております。

これにつきましても、原案どおり可決するものと、委員会では決しました。

以上、報告を終わります。

途中でちょっとすいません。ばたばた致しまして、誠に申し訳ありませんでした。

(議長から何事か発言あり)

すいません。先ほど、平成 23 年の一般会計決算の審議中の中で、89 ページの所で、携帯電話の不感地域エリア事業の地域につきまして、私、佐賀の方の橘川と申しましたけど、ここは、誠に申し訳ありません。大方橘川だったので、この分の発言については訂正を致しますので、よろしくお願いを致します。

議長 (山本久夫君)

これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

議案の 44 号ですけどね、そのね 6 ページですがね。

（森委員長から「待ってくださいね。44 号」との発言あり）

ええ。

（森委員長から「はい。の、何ページ言いましたね」との発言あり）

大した質問というよりはですね、サービス提供加入金が三角で、委員長はね 56 万と、私、言ったと思うんです。これ、560 万だと思うんですが。確か委員長はね、56 万と言ったと。

もし言っていたら、560 万と。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森治史君）

はい。すいません、そのとおりです。

私の方の、こちらに書いてある 563 万いうて書いちよるものを、56 万 3,000 円という発言をしております。

これは、正しくは 563 万の減ですので、訂正をお願いを致します。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、矢野昭三君。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それでは、産業建設常任委員会の審査報告を致します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則 76 条の規定により報告します。

1、事件の番号、議案第 27 号。件名、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について報告致します。

審査の結果は、原案認定でございます。これ、全員が認定するというものでございますが。

少し遅れた報告があつて申し訳ございません。これは、委員会を開いた日時は、9 月 11 日 9 時から 15 時まででございます。出席は、全委員と町長、浜田課長、森田課長、松田課長、武政課長、森下室長においていただきまして、説明をいただきました。

それで、この分についてはですね、もうずっと以前から課題になっております、その加入者対策でございますが。なかなか地域的に、全町的に高齢、過疎化、経済の低迷などなどございまして、上向いた結果が出ていない、加入促進が大変難しいであろうというお話がございました。そして、そういう入方のお金いうものは、なかなかこれから先に難しいので、じゃあ、後の対策としたら出る方を、出ざるを制すと、こういう考え方はどうかというようなお話もございました。それで、資格については職員に頑張ってもらって、そういう資格を取得していただいたらという意見もございましたが。

それからですね、平成 24 年度で、これの調査検討をすると、経営について。いうことでございますので、ま

あその結果を見なければならぬんだけど、まあこれは 23 年度の決算でございますので、そういうことはさて置いてですね、現状でできる方法はないかというお話でありましたが。

その農業集落排水については蝸川と出口がございますので、その費用がですね大体倍くらいな所がございます。まあそれらも、これはもともとの段階では分かった話でございますが、規模がおおむね倍半分ということもございまして、そういうお金がですね、出のお金にも違いがあるとか、抜本的な、これは改善というのは難しいという話でございました。

次にですね、議案第 28 号ですね。平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。これも、原案認定でございます。全員がその認定ということでございますが。

これもですね、これは鈴地区にございます。結局、農業集落と一緒にございまして、地域全体の産業の低迷とか、高齢化、そういったことが一緒に。特に、ここには学校、保育所がございましたが、そういったものがなくなった関係で、余計、その経営改善という点については難しさがある。まあいずれにしても、ここに人がいないと上向きませんので、地域産業の振興が図れば、また、その改善できるという見込みもあろうかとも思いますが、それはまあ、なかなか難しいねえということでございます。

合併槽に切り替えるにしても、やはりそれなりの経費などなどございます。そういったことが話の中で意見としては出てまいりましたが、同じく、抜本的な改善は望めない状況にあらうという協議内容でございました。

それから、議案第 31 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、これも原案認定でございます。全員が認定ということでございます。

これはですね、まあ経営的な面から言いますと、減価償却費でですね、まあ収支をコントロールしていく分が大分ございまして、それが、減価償却費を小さく抑えるということはいいのだが、そのために大きな事故などが発生してくると、なかなか後の資金的なものが苦しくなってくるというような説明がございました。

あとは未収金ですね。未収金の回収いますか、未収金の徴収ですね。そういったことに努めていると。頑張っているという説明がございました。

漏水のこともございまして、この海岸地帯については、どうしても砂浜を通過して下へ行く。ちょっと、おかの方についてはまあ流水が見えるんだけど、それはまあ計画的に取り組んでおると。そういう漏水対策をお聞きしました。

あと、電気代がなかなか高くなってまいりますので、この対策として自家発電も検討する必要があるではないかと。町長からも、エネルギー調査をする計画であると、バイオマスにも取り組んでいきたいと、こういうお話をいただいたわけでございます。

続きまして、議案第 38 号。

歳出のうち、5 款、6 款、7 款、8 款、11 款、これは原案可決でございます。全員賛成でございます。

5 款の緊急雇用につきましては、工期の延長、それから不法投棄の防止対策などにより、その雇用期間を 3 月いっぱいまで延長と、それで 10 人を 4 カ月雇用と、そのようなお話がございました。

それからあとの、まあ作業行くまでのやり方でございますが、自家用車を使っておるんじゃないかとかいう。それは、そこへ行くまでの事故などの心配があるからでございます。それから、大きなものを処分するについては、町がダンプなどを借り上げし、処理しておる。現地へ集合するという、そういう雇用の対策であると、まあ、そういったことが出ておりました。

それから 6 款ではですね、公社のハウスの件ですが。昨年、水の確保ができないということで見送った件でございますが、今年ですね鞭の方で、その用地などの交渉中ということでございました。

それから、新規就農のなどの関係でございますが、就農した研修生にはですね、1 カ月 15 万円交付される予

定なんだが、6カ月は金が届かないのと、そういう質問もありですね。そのまとめて払うよりも、月々、そういうものは生活費にかかわるもんだから、月々に何とかすべきやないかという意見もございました。

それで、新規就農につきましては、2人をですね、今年は採用したということでもございました。

それからですね、6款の林業は質疑がございませんで。

その水産ですね。入野漁港の沈没船の引き上げにかかわってですね、これは町が処分しますと。負担は漁協からも頂きますということでもございました。

それから、避難道路です。これは佐賀の方なんですけど、避難道路はどこまで行くかということですが。ちょうど、オクラの池という所がございまして、それは東公園の多目的広場の北側になる所に墓地がございまして。そこ、忠魂墓地という所へ、そこまで上がっていくんだという説明がございました。

それから、商工費ですね。サッカー場の利用はどうかというときに、ミズノカップとか各種大会に使っていると。管理は、砂美の方でお願いしていると。集客対策については、そのサッカー協会も誘致に協力していただいていると。泊まり客も多くなって、県外からも2校来ていると。そのようなお話がございました。

それからですね、8款の土木費ですが、修繕費。これも、もう今年8月までに大変雨が多ございまして、お金がなくなったということで、あと、道路の崩落なんか来てもですね、穴が開いても、もう直すお金がないのでという説明がございまして、それは道路の修繕、補修費でございまして。

それから、団地ですね、白石団地。これらの単価の問題ですね。単価。執行部の考え方としましたら、この議会後に判断したいということでもございました。

それから、その国道と町との、自動車専用道路の買上単価と、それから町の買上単価、この差額の問題がございまして。まあ、頭の痛いところで、現在、それは検討中と。この秋に売り出しをしたい。

それからですね、団地のその高さの問題と、津波の心配もございましたが、執行部としましたら、従来から言うと、この開発したことによって地形が変わっておるのでということでもございました。

それからですね、議案第45号、24年度黒潮町水道事業特別会計補正予算でございまして、制度が一部変わった分がございましたので、これは本会議場でも説明があったと思ってるんですが、この年度からですね、みなし償却はしないというお話がございました。

それから、簡水については補助制度がある。それから、今抱えておる資本を整備するため、196万2,000円補正し、全体の金額は同じです。組み換えで処理を致しますと。簡水は28年度まで補助があるというお話がございました。さらに、鈴につきましては、新しい水源池が確保できましたということでもございます。

悩みは、旧大方町分の水源がどうしても不足気味であるという説明がございました。

以上がですね、議案の報告でございまして。

それと併せてですね、森下室長さんからですね、第三セクターの現況についてご報告をいただきまして、現在、委員10人で検討中ですね。会議は4回開催しましたと。3回目の結論で、ある程度の商社機能は産業振興のために必要であるという結論に達したと。ただ今、その検討中ではございますが、委員長が少し体調不良というようなお話もございましたが、そういうためか、少し遅れているということでもございました。

それから、県の産振事業ですね。加工施設。これも、進ちょくが遅れていると。県の審査を1回で通さないと、2回目はないというようなお話がございまして、慎重にやらないかということでもございます。で、5,000万の補助事業でございまして、この内容を十分に検討、詰めていきたいということでもございました。

その県からの指導いいですか、指摘事項としましたら、売り上げですね。雇用、売り上げあるが、その新商品。商品開発がですね、どうなっていくかというお話でございました。で、昨年不作でしたが、今年はですね、ラッキョウを増やしていくと。そして、単価アップが見込めておると。で、ノウハウを基に漬物を生産す

る計画である。まあ、作文だけではいかんと。その実績を引っ提げて県へ行かないかんという、前向きのお話をいただいております。

あとですね、ラッキョウの方はそういうことで頑張っていたいておりますが、ツワブキにつきましてはですね、まあそういったことで、少しこちらに時間を割くことがなかなか苦しくなっておりますので、まあ、ちょっと遅れておると、そういうお話でございました。

それからですね、9月13日に自動車専用道路、高規格道ですね。中土佐平串間の視察をしてみました。ご承知のように、大変素晴らしい道路が開設されてきて、工事をしておる中をマイクロバスで通ささせていただきましたが、これは国土交通省の粋な計らいというように、私は考えておりますが。これも年度内には、今の終点であります久礼からですね、四万十町の平串、この間が供用になる予定でございます。大変これをですね、一日も早く開通し、供用になり、黒潮町がですね、それを武器に事業の展開が図られることを、心うれしく思い、道中を拝見させていただきました。これが13日の視察の報告でございます。

以上をもちまして、委員会審査報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

先ほど委員長報告で、議案の第27、28号で、この集落排水事業とかの関係でですね、加入の促進が難しいというような話でございました。

大変難しいとは思いますが、現状で、まだ加入の可能な戸数はどれぐらいあるのかというような話はなかったですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

ございません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

31号議案ですけども、水道会計の決算です。

先ほど委員長の報告では、減価償却による調整ということを言われたんですけども。これ、減価償却を調整するという意味がちょっと僕には分からんですがですけども。償却の資産が増えて、利益が出たと、帳面上です。それか、償却期間を故意に長うに持って行って、そこで減価償却が少のうなるとして利益出たという意味なのか。

そのへんをちょっと、恐らくは説明受けたそうですき、そのへんちょっと知らせてください。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

その中身については、質疑はございませんでした。

ただ、償却はですね、以前の説明受けた中ではですね、特定のもの、機械類やったら機械類が、モートルならモートル類が、10年なら10年のもんがですね、そこを精査して、幾らか延ばしていくということはあったということでございます。それは過去の、私がお聞きした話の中でのことでございます。今回は、そこまでの質疑はございませんでした。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

いや、私が申し上げてるのは、その質疑ではのうてですね、今、委員長報告の中で、その減価償却を小さくして調整図ったような、そういった、決算ですきね。ほんで、その意味がですね、ちょっと分からなかったもんですき、どんなふうにするの。

例えば、減価償却というのは資産が、水道のパイプとかいろんな備品等を構えてますわね。それを、例えば今、委員長おっしゃったように10年で償却していくと。そのことを調整するという意味が分からなかったもんですき、どういった説明を受けたかを僕はお聞きしようが。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それは、聞いておりません。中身について聞いてないということです。委員会でのやりとりは、そこまではやらなかったということを、今言っているわけです。

委員長報告ですから、これ。委員会の中身を報告しゆうがですき。やってないことをやった言えませんので、やってございませんと、そういうことです。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

私がお聞きしようがは、その減価償却の言葉を受けて、この決算を認めたと。ほんで、その内容をね。武政課長でしようかね、今だったら。課長さんの内容を受けて、こうこうで減価償却うんぬんして、こういった決算書ができましたと。これを認定してくださいというて出されたわけですけども。その減価償却のうんぬんを、今、委員長がおっしゃいましたき、ほんでそのことは、私、ちょっとこう理解しにくいところがあったもんですき、そのへんをどんなふうにか委員長は理解して、このことを認めたかということ。質疑したとか、そうやない。

別に、そういう内容で構わないと、その減価償却のうんぬんを委員長は分かってですね武政課長の決算報告を認めたというがやったら、それはそれで結構ながですけども。その減価償却を小さくしてと、そういう言葉が言われましたき、その意味がちょっと私理解できませんでしたので、委員長にそのへんのことをお聞きしようだけです。質疑したとかしないとかやなしに。

議長（山本久夫君）

委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

それはですね、過去の説明の中からはですね、そういうお話をいただいておりますので、議論するまでもなく了解致しました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

先ほど委員長は、やっておりません、分かっておりませんというようなことでしたけれど。

加入のできる戸数はというて私は聞きましたけれど、未加入戸数は聞いてないですか。ごめん、未加入というか、未加入戸数。加入のできる可能性があると先ほど言いましたけれど、集落整備事業でやる可能性があるというのはですね、未加入者がどれだけあるろうかという。

議長 (山本久夫君)

委員長。

産業建設常任委員長 (矢野昭三君)

それは、実はね、要点筆記でございましてね、その点については記録はございません。

ただ、この前々から言われておりますように、この問題はですね、この加入者対策は何とかせないかんねという中で、昨年の決算の段階でしたかね、このままいっても、これはどうしようもなくなるということで。じゃあ、このまま続けた方がいいのか、やめた方がいいのか。そのへんについて、今年、24年度で調査検討することになっておりますので、それはですね、なかなか進め難いと。もし、やめるというような結論が仮に今年出るということになればですね、大変無責任な話になってくるわけですね。進めていくとか、見通しがなんぼとかいうような話は、で、そういうものが委員会の中にございますので、これは直接、私が今言っていることがすべてというよりは、そういうことが背景にありながらの委員会運営でございますので、あと何戸希望を持てるなあというようなことは、話としては出てきておりません。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

難しい話ではなくてですね、その委員会の中でその可能性を探るときに、戸数を聞いたろうか聞かかったろうかということですので、聞いてなければもう仕方ないですけど。

議長 (山本久夫君)

委員長。

産業建設常任委員長 (矢野昭三君)

聞いておりません。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長報告は、委員会の審査の経過と結果のみですので、気を付けてください。

次に、教育厚生常任委員長、宮地葉子さん。

教育厚生常任委員長 (宮地葉子さん)

それでは、教育厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

付託されました議案は14議案です。議案は、皆さま方のお手元に付託表がありますので、それでご確認ください。



教育常任委員会に付託されました全議案は、全部、認定、可決になりました。

それでは、報告内容に入ります。

去る9月11日午前9時より午後5時まで、常任委員5名全員出席の上、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め慎重に審査を致しました。審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいなくても委員より質問が出され、内容がより深められた主なものなどを報告します。内容によっては、本会議と重複する点もあるかと思いますが、ご了承ください。

それでは、議案第20号から入ります。

議案第20号、平成23年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、この事業はもう新規の加入はないわけです。いつも言われていますけど。これは、貸付金の回収のみの事業なんですけど、この回収がなかなか進まないというのが今回も最大の課題となりました。それで、監査委員さんの意見書も皆さまお読みになったと思いますが、これについてですね、この中で審査をしたところ、どうもこの合計数字がおかしいんじゃないかという意見が委員の中から出ました。合計数字というのはですね、監査委員さんの意見書の22ページです。それで、どうもこれ数字がうまいこと合わないんじゃないかなあというて見てうちにですね、うちの委員会には監査委員がおりますので、もう一度調べてみるということで調べまして、やっぱり間違ってたということで皆さま方のところには、訂正の用紙がいております。これだけ委員会は慎重に審査をしているという証明だと思っておりますけど。

それですね、監査委員さんからの報告書にもありますけども、滞納者は28人で2人減っております。その中でもですね、800万を超える世帯の方が4戸もありまして、未納額もまだまだ8,000万（後段で宮地委員長から「800万」に訂正の発言あり）を超える額がもう数年間続いております。これはいつも問題になるんですけど、なかなか回収が進まないということで、課長の方からは何らかの対策を取ろうと、取るらなくてはならないというのを検討中だと、そういう報告がありました。

続きまして、議案第21号、平成23年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算書について報告します。これは、ちょっと質問もあったかと思いますが、貸付金の戻入の未済額。これは2年間でほぼ倍増になってるということが問題になりました。

奨学金というのは善意の資金ですので、これを貸して返してもらうので、また新たに次の方に勉強に励んでいただきたいということで作ってるものなんですけども。それが以前はですね、ほとんどなかったそうです。この滞納というのは、それが、このやっぱり時世を反映してるんでしょうか、増えてきて。先ほど言いましたけど、この2年間でほぼ倍増してると。前年度よりもその額が82万円増えている。今までの滞納者は12人だったのが、今回は15人に。3人増えているということで、今後もこの傾向が減るとは言えないんじゃないかということで、まあ、委員会の中でもなかなか大変だなあということで問題になりました。どのように回収するのか、保証人はいないのかというような意見もあって。もちろん保証人を付けているんですけど、保証人は最後の最後の方にいきますので、なかなか回収にならないのはですね。学校に行くんですけど、卒業してもきちっとした仕事に就けない。また、就いても派遣社員であったり、パートであったり、なかなか生活が安定しないので返金が難しい。じゃあ、保証人としての親、保護者ですね。保護者の方に言ってどうだろかと言ったら、保護者にもきちっとした仕事がないといいますか、生活が安定しないというご家庭もあって、こういう状況が続いてると、そういう説明を受けました。まあ今後ですね、これもまた問題になってくるかなあと思います。

続きまして、議案第23号、平成23年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書について報告します。

これは一般質問にもありましたけど、国保はですね赤字財政であるということは、毎度、委員会の方でもも

う問題になります。それで、未収金もどんどん増えておりますので、これをどうするかというようなこともなかなか進まないんですが。

委員の方からですね、これ一般質問でもありましたけども、集金するときに対面でね顔を見合わせて、その未収金、集金はできないもんなのかなあというような意見がありました。というのが、もう督促状が来てもなかなか、はい、分かりましたって払うところにもならないし、電話が来ても、はい、となかなか進まない。まあ、顔と顔を見合わせて、どうですかと。幾らでも、1,000円でも、2,000円でも払ってくれないかと、そういう方法を取っていかなきゃならないんじゃないですかというような話がありましたけど、一般質問の中で答弁がありましたが、なかなか訪問していくのは効率が悪いというようなことを言っておられましたよね。委員会でも、まあそういうこともありました。

それからですね、対策はなかなか難しいんですけど、委員会の中で出たのもやはり健康診断を早めにしていただく。それから、ジェネリックの使用を図っていくと。そして、特定検診なんかをもっと受診率を増やしていくと、そういうようなことしかないんじゃないんだろうかと。そしたらですね、住民1人当たりの医療費ってというのは、黒潮町は四万十市より高いんだそうです。課長の説明ではですね、これは予測ですけども、四万十市はいっぱい近くに病院がありますので、風邪ひいたとか何とかというのもすぐ歩いてでも行けるんですけど。黒潮町の場合は、遠くの所に住んでる方はなかなか行けないとか、まあ、車がないとかいろいろ事情があったときにですね少しこじらしてしまうと。そういうようなことになって、こじらしてけんみんの方に行くと、また検査検査でそういう医療費が上がるということもあるんじゃないだろうかと。それ決まってることじゃないですよ、あるんでしょかというような話もありましてですね。私たちもこれから早めの受診といいますが、病気予防をしていく。それも国保を減らしていくには大事なことじゃないかという話になりました。

続きまして、議案第24号、平成23年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算書に入ります。

これは本会議の方でもありましたけども、基金はもう底をついてるわけですね。皮膚科から内科に変わったということで診察代が減ったわけです。それで、9月の広報なんかでも啓発していくということが課長の方から本会議でもありましたが、今の先生がですね一生懸命努力してくれて多種多様な検診をこれから受け入れていくということですね、利用者を増やしていきたい。そういうことで、まあ土台づくりができれば、これからですね地域医療を目指していくと言われておりますので、もう少し落ち着いた経営とは言いませんけど、方向性が出るんじゃないかなというのが課長の説明でした。

そして、委員から出たのはですね、まあ特定健診なりなんなり、さっき課長も言っていましたけど、議員はなるべくですね、この拳ノ川の直診へ行って受診するというのも考えなきゃいけないねというような話が出ておりましたので、またよろしくをお願いします。

続きまして、議案第25号、平成23年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

この25号、介護保険については、詳しくはですね、業務報告書のページ325ページから載っております。要介護が何人だとか、どういう状況にあるとかというのは載っておりますので省きますから、そこは皆さんの方で見てください。介護保険もどんどん介護者が増えて介護保険料が増えておりますので、これも問題だねということで話になっております。この対策というのは、なかなか委員会でもどうしたらええこうしたらええというのは毎年ならないんですけど、まあ決算としては仕方がない状況だねということで認定になっております。

続きまして、議案第26号、平成23年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。それから、続きまして、議案第29号の平成23年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書。この両方については、大きく本会議以上の説明もなく、大きな問題はありませんでした。

これで決算の方は終わります。

続きまして、議案第36号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の全部改正について。

議案書は23ページになります。これは本会議の方で説明ありましたが、あかつき館の図書館ですね、これを指定管理者としてできるために要件を整える条例だということで、委員会の方では大きな問題はありませんでした。

続きまして、議案第37号、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

これは本会議でたくさんの質問が出ましたので、それと重複するような質問も若干ありましたけども、一つですね。本会議で、さらなるサービスの向上をするために指定管理者にすると、で、現行以上のサービスが、まあ予算を減らすわけですから。予算といたしますか、経費が減らして現行以上のサービスができるんだろうかと、そういう質問は出ておりました。そのほか、大きく問題になることはありませんでした。

続きまして、議案第38号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算について、3款、4款、10款について報告致します。補正予算予算書ですね、22ページをお開けください。

3款民生費、18節備品購入費の720万ですが、その420万ですね、福祉避難所備品というのがあります。これは、災害が起きたときに避難所生活しますよね。体育館とか学校とか、そういう所の避難所で普通の人ならいいんですけども、より介護を必要とする方。それから、もう少し手を貸してあげなきゃならない方も被災するわけですから、そういう方のために福祉施設としてですね備品を置いておく。福祉がもう少し必要な方のためにですね。

施設は、誠心園、生華園、シーサイド、しおかぜ、それから、かしま荘、鹿島ヶ浦。これらを認定して、そこに備品を置いておくんだそうです。それで、置いていくものは、これまだ決まってるわけじゃない、予定ですけども。パーテーションと言って、区切りですね。皆さん、プライバシーがありませんので、こういう区切りをするもの。それから、いす、介護用ベッド、または生活用品。そのようなものを備品としてそろえておくんだそうです。介護を必要とする人なんかではですね、体育館とか小学校なんかの避難生活というのはほんとに大変です。また、医療にかからなきゃなんないとかいろいろありますので、そういう人のためにこういう施設を利用してもらおうと、そういうことでした。

それから、25ページを開けてください。25ページですね、これは4款衛生費、8節の報償費、健康増進計画策定委員で29万7,000円の予算がついておりますが、これは本会議でもありましたけど、健康増進計画というのを健康福祉課で作るんだそうです。それで、教育厚生常任委員会もですね、その職員さんから、この議会の前にですね話を聞きたいということで、委員全員で話をしております。

というのがですね、まあ今の健康についてどうなのかとか、心配はないか、どうすればいいとか、今現在ある心配事はないか。また、町に対してこういうふうにしてほしいというような要望はないかとか、さまざまな項目があつて質問を受けたんですけど、皆さん立派な意見を持ってまして、いろいろ意見が出ました。それで役場の職員さんが、さすが議員さんですねえと。これはお世辞なのか、ほんとになのかちょっと分かりませんが、そういうふうに言ってくれれば、私たちも健康増進計画に力を貸してると。

で、私たちだけじゃなくて、この計画を作るに当たっては、この委員さんからいろんな所で。老人クラブや婦人会とか、または民生委員さんとか区長さんの代表とか、いろんな所でお話を聞いて、この増進計画を作るという説明を受けました。

25ページ、その下にいきますが、一番下ですね18節備品購入費。これは健康器具10万円ですが、これはこぶしにあります保健センターに、あんま機が壊れたので、それを1台購入するということです。

このこぶしの、この保健センターは、行かれた方はあるかもしれませんが、私たち委員会では以前に視察に行っております。いろいろ健康器具をここにそろえてですね、言ったら病気予防を旧佐賀町ではいろいろやっております、そこにいろんな器具をそろえております。ぜひこれを利用されたらいいと思うんですが、そのあんま機が壊れたので、ここへ購入するということです。

それから、36 ページ開けてください。10 款の教育費ですが、11 節需用費の修繕料 105 万。これはですね、佐賀の給食センターのオイルタンクに穴が開いてるので修繕をするんだという説明がありまして、潮風も強いからねえ、さびたのかねえという話もありましたけど。これはですね、いろんな穴が開いたということにはいろんな理由があるので、次のためにしっかり理由をですね調べて対応するようにと。教育厚生常任委員会にもこの専門家もおりますので、そういうような意見が出されてですね。教育委員会からですね、ちょっと無料で見てくれないかとかいうような話もありましたけど、そういう意見が出ておりました。

38 号はこれで終わります。

続きまして、議案 40 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について。これは、精算に伴うものが主なものです。後期高齢者医療制度の決算の方もあって、それが確定したので、そういう保険税の金額が確定したことによる補正です。大きな問題はありませんでした。

続きまして、41 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について。これも精算によるものと人事異動による補正予算ですので、大きく問題はありませんでした。

続きまして、議案第 42 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について。

これは在宅酸素の機種をもう 1 台リースとしての費用ですが、酸素吸入の患者さんが 1 人増えたので、その費用として挙げられております。また、そのほかは精算によるものもありますが、大きく委員会で問題になったことはありませんでした。

議案第 43 号、黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について。これは決算でしたので、大きく問題になることはありませんでした。

以上で、教育厚生常任委員会に付託されました議案の報告を終わります。

(議長から何事か発言あり)

すいません、報告間違いがありました。

議案ですね、20 号。住宅新築資金の決算報告書の中で、4 人の人が 800 万を超えるというのが本来の数字なんですけど、私が間違っって 8,000 万と言ったそうなので、訂正致します。すいませんでした。

議長 (山本久夫君)

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神さん。

10 番 (明神照男君)

その 23 号の保険料の未納の件ですが、これは今の公共料金いいですかねえ。この保険料だけやなしに、水道にしても、ほかのいろいろな費用にしても未納が多くなってきておるわけです。ほんで、この問題は合併のときから、もう予測された問題でした。

それで、自分らは佐賀方式でやったらどうかという話をさしてもろうたがですが。結局、佐賀のやり方はいかんということで現在になってきた。それでどんどんどんどん、うちの町、旧佐賀町でも税から始まって、その未収、未納が多くなってきよるわけですが。

委員会の中で、その徴収方法について、今のような形でかまんかどうかというような話は出ませんでしたかね。  
議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

徴収方法はですね、先ほどちらっと報告の中で言いましたけど。ただ、督促状を出すとか、電話で徴収するとかというのではなかなか集まらないので、できたら対面でねお会いして、1,000円でも2,000円でもどうですかと。今の実情は分かるけどどうでしょうかというような話で、まあ誠意を持ってはもちろん督促状でもあるんですけど、紙切れひとつでいくとなかなか回収になりませんので、そういうことはできませんかというのはありましたね。

それで、佐賀方式はよく言われますけど、佐賀方式のことは今回は出ておりません。

議長（山本久夫君）

明神さん。

着席して発言することを許可しますので、簡潔に質疑をお願いします。

10番（明神照男君）

委員長の報告にもあったようにね、もう財政的に皆が厳しいなってきた。これは、払いとうても払えんというような問題も現実に出てきておると思うがです。

それで、佐賀の方式は部落単位で徴収いか集めよったもんでね。なかなか委員長がおっしゃるように個人が一对一でいうことも一つの方法やとは思いますが。自分は、やっぱり昔の佐賀のような部落単位でもやらんことには、この未納の問題は解決せんがやないろうかと思うたもんで質問致しました。

（宮地委員長から「答弁要らないんですか」との発言あり）

（明神議員から「はい。もう話は済んだんで」との発言あり）

（宮地委員長から「要らないんですね」との発言あり）

議長（山本久夫君）

再三申し上げますが、答弁の要らない質疑はございませんので、以後気を付けてください。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

議案の第36号でございます。

黒潮町の図書館の設置及び管理に関する条例の改正の件で委員長の報告を受けた中にですね、委員の中から、まあ経費は落ちる。

（宮地委員長から「37号やない、そしたら」との発言あり）

36ではありませんかね、図書館の方です。

（宮地委員長から「うん、両方やね」との発言あり）

確か、図書館の方の委員長報告の中でですね、委員の中でご心配があったというご報告があったと思います。指定管理者に出すのである場合ですよ、まあ経費は落とすということを目的の一つにあるんだらうけれども、サービスも向上させなければならないと。

その中で、経費は安くなるのにサービスを向上させることができるのかという質問があったというご報告でしたが、このことに対してですね教育委員会の方からですね、何らかのご答弁はございましたか。例えば、サービスが増えれば経費が増えることもあろうねとかですね、そういうふうなことのご答弁というのはございましたでしょうか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

そうですね、これは主に人件費を削減して経費を減らすという方向だそうですが、まあ、なかなか難しい面もあるかねえと、そういうようなことは言っておられましたけど、そこに努めていくんでしょうという話が出ましたね。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

議案第 24 号の決算なのですが、これを見ますと繰入金金が 3,350 万 9,000 円幾らということで入っておりますが。この付近ですね、一般会計から繰り入れておるわけですが、直診の方に。執行部の方から、この繰入金の中にはですね、交付税で直診があるためにですね、約 3,650 万ほどの直診があるということだけで交付金が来ゆうがですよ。

この付近を合わせてこの繰入金のところの説明はなかったですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

すいません。そういうのはなかったですね。ありませんでした。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

37 号の方の、町立あかつき館の設置及び管理の条例ですが、この中で民営というか指定管理にしても私の聞き間違いやろか、年間で 240 万程度の人件費の削減しかできないようにお伺いしてたんですが、条例の中の話の中でね。

で、だから、それならば、こう、このままの運営、今の方式の運営。町が管理し、町が臨時雇用でやる方式で、まあ町営の。なんぼ委託しても関わらんいうわけじゃないがですけど、このままの運営方式でもいいというような意見はありませんでしたか。町の運営でいいというような意見は出ませんでしたか、37 号。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

そういう意見はありました。

このまま指定管理者にするんじゃないかとですね、文化事業といいますか、その図書館なんかはですね、やっぱり充実させていくには町がやった方がいいんじゃないかなということで、先ほどの費用を減らしてサービス向上というのは難しい面もあるんじゃないかというのは関連して出ております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、13時20分まで休憩します。

休 憩 11時 52分

再 開 13時 20分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

初めに、議案第19号、平成23年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第19号の討論を終わります。

次に、議案第20号、平成23年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号、平成23年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第21号の討論を終わります。

次に、議案第22号、平成23年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号、平成23年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号、平成23年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号、平成23年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、黒潮町防災会議条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、黒潮町災害対策本部条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。



これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、黒潮町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

私は反対の立場で討論します。

これは今までの入金とか、それから引き込み料ですかね、それを無料にしていくということになるわけですが。加入率を増やしたいと、そういう意向は重々分かります。しかしですね、この説明書みたいな頂きましたけど、それを見ますと、平成 26 年度に 60 パーセントというふうなあれが出てますね、シミュレーションといますか。この情報基盤整備事業にどんどん税金をつぎ込んでいくこと自体、ほんとにいかがなものかなあと、私はそういう観点から反対するんですが。

決算書を見ましても、23 年度にも大体 3,500 万ぐらい、繰入金。それから、24 年度も大体 5,000 万ぐらいの繰入金。まあ私たちは、これは赤字だと思うんですけど、赤字が、両方合わせたらもう 8,500 万、そういうのが出てますよね。どんどんこうして赤字が出ていってるのに、なおかつですね、そこに税金をつぎ込んでいくことは、町民にとってはね、今、国保税でも本当に大変なところへ来て、一般会計から繰り入れはできないのかと、ほんとに生活が苦しいのでやっていけないというところに町民の生活があるのにですね、まだここです、さらに税金サービスをしていくということは、私は、もう考えなきゃいけないんじゃないかな。

というのがですね、こういう加入率や引き込み料金をやったら確かに入りやすいです。入りやすいですが、60 パーセントになるということは多分無理だと、私は思います。というのは、加入率 60 パーセントというのは、自分たち 10 軒のうちに 6 軒が入るという感覚ですよ。テレビが映ればですね、なかなか年間 1 万 2,000 円の負担料を掛けて払うということが難しい、大変だという家庭がね、ほんとに多いんです。映ればですね、わざわざそこまでして、自主放送があったとしても、そこまでしてですね、生活費を削ってまでしてねやれない。そういう実情にあるので、私たちは反対したんです。

ほんとにお金さえあったら、こういう事業はねいいと思いますよ。でも、お金がないわけですから。そこにまた新たに税金をつぎ込んでいくと、ほんとに税金のね、私は無駄遣いになると思いますので、この条例には反対な立場で討論します。

議長 (山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

私は賛成の立場で話させてもらいますが。

基本的にですね、この情報センターの今回の条例改正はですね、現在、各家庭に 92 パーセントですかね、V-ONU が付いてます。基本的にそのことを考えますと、もうあと機材をですね取り付ける必要はないわけで、この部分の機材があるのにですね、まあコンピューターでこちらでその V-ONU に信号を送るだけのことで、極端に言

えばですよ。それで加入金とかいうものを取るといのはいかがなものかと従前から思っておりましたし、現在、このことをすることによって、その機材を新たに、工事をして取り付けるという可能性は非常に少ないわけですので、賛成です。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の全部改正についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

これは、いわゆる指定管理の条例改正だと思います。それ考えた場合に、それをやって大きく経費が削減できるわけでもない。まあ確かに、230 万程度であれども、それは削減には違いありませんけど。それよりは、今、町営でやってる図書館は、やはり町で文化を守るといのかそういう面も含めて、今の組織の中で、サービス向上とか何とかを取り組んでいくべきだと思いますので、私はこの条例には反対を致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私も、教育厚生常任委員会でも反対討論をしております。

今、森議員も言われましたけども、文化面です、私は予算を削っていくということは、まあ、不況になったら一番ここがやられる予算だそうなんですが、図書館なんかをですね、ほんとに目に見えないような、長く時間かけて文化を築いていくような所です、削ってもいいんじゃないかという考えもあるかもしれませんが、やっぱりそこに、町としてですね人員をちゃんと配置して守っていく、それは大事なことだと思うんです。長い目で見ても。

それで、教育長の方にも前に保護者の方から交渉があったように聞いてますけど。絵本もですね、大人向けのいい絵本があって、そういうものを取り入れてくれないかっていうような申し出があったように聞いてますけど。例えばそういうところですね、やっぱり民間じゃなくて町営でいくと、一つは取り入れられるし。それから、町内の方で童話を、高知新聞に載った方もおられるんですよね。そういうのも取り入れてもらいたいということを教育長に申し入れたと聞いておりますけど。

そういう、ちっちゃな文化面ですけど、掘り起こしてですねやっていくことは、やっぱり民間よりも。民間ってというのは経費を節約していかなきゃいけませんので、利益を挙げなきゃいけませんからねえ、ある程度。そうじゃなくて町営ですね、そういうほんとに、どちらかというと地味なですね事業も、町営だからこそやれる。大事なことだと私、思うんです。だから、こういう点はもう指定管理にしないで、町営で守っていただきたい。それが私の反対意見の理由です。

議長（山本久夫君）

賛成討論ありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私は基本的に、賛成討論という立場で討論はさせていただくんですが、今、2 人の反対討論にあった内容については、私も同じ思いを持っております。民間に移るからといって、やっぱりサービスが低下するような指定管理の出し方、これについては危惧（きぐ）するところがございますので、十分注意をしながら、配慮もしながら。利益を生む施設ではないということでありますので、やっぱり指定管理に移った場合も、十分な行政の管轄の中で行っていただきたいという思いはございますけれども。

この、あかつき館の指定管理者についての切り出しについてはですね、合併のときからシミュレーションでも示していただきましたように、もっと早い時期から、本来、あかつき館の指定管理者制度というのは導入すべきという議論の中で、まあ遅れてきたという流れがございますので。

それから、今、民間の力もどんだんいろいろな情報が入って、民間に移ることによって今までと違った運営をするとか、明るい展望もあります。そして、そこがまた職員さんだけの職場ではなく、町民のいろんな方々が入って職場の一つとなればですね、この指定管理者制度というのも生きてくるのではないかと思いますので、そういう面に期待をしまして、賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

明神さん。

10 番 (明神照男君)

私はこの情報の事業については、初めから悪い事業ではないと。しかし、うちの町の財政、それから町民の皆さんの負担を考えたときに、こういう形の事業でかまんかよと、自分はこういう形には反対やということで、反対をさしてきてもらうちよります。

それで、今回のこの補正予算にしても、数字は 99 万 6,000 円の補正ですから、数字そのものはそれほど大きい数字じゃないと思います。しかし、本来やったら 560 万入るお金が入らんから、繰入金で 662 万 6,000 円というお金を繰り入れないかんなる。こういう形、本来やったら、500 万入らんかったよ、ほいたら 500 万節約しようというのが民間の事業の考え方です。それが、公共の事業うかね、町の事業やきに、600 万を、ほいたらこちらからあちらへ移そうというような形の事業になって。

それで、午前中の説明でも、この情報の事業については委員長報告の中でもね、確か自分、記憶では 36 年には黒字になるという説明もあったように思うのですが、自分らもろうた資料では、27 年。この 27 年度から、公債費も 1 億近いお金を払わないかんってきた資料やったと思うがです。ほいたら、今の 1 億 4,000 万が 2 億 4,000 万の事業なってくると、自分思います。そういう事情を果たしてね、続けていけるろうか。

よく漁集とか農集の問題が出てきますけどね、あの事業は国からのお金が入ってきます。この事業も確かに、国からのお金が公債費の関係では入ってくるとは思うがですけどよね、地元の住民の皆さんのね、自分は果たしてね負担がよ、利用料がどうなるろうかという心配をしておるから、自分はこの事業には反対やもんで、この予算にも反対致します。

議長 (山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、鈴辺地に係る総合整備計画の策定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

これで討論を終ります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 19 号、平成 23 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 20 号、平成 23 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 21 号、平成 23 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 22 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 23 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 24 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 25 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 26 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 27 号、平成 23 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 28 号、平成 23 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 29 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、平成 23 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、黒潮町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、黒潮町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、黒潮町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。



本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手多数です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、鈴辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 49 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは議案第 49 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設は、これまで水産会社に貸与しておりましたが、今年 5 月にこの会社が自己破産したことにより、貸借契約が解除されました。このため、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づき、指定管理者になろうとする者を公募致しました。その結果、次の者を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は、住所が幡多郡黒潮町黒潮一番地、名称が株式会社森下商店で、代表者が代表取締役、森下博となっております。なお、指定する期間は、平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日ま

でとするものでございます。

以上、提案理由の説明を終わりますが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開きください。

議案第49号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

黒潮町水産加工施設の指定管理者の指定について、高知県幡多郡黒潮町黒潮一番地、株式会社森下商店、代表取締役、森下博を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

指定期間は、平成24年10月1日から平成30年3月31日までの、5年6カ月です。

次に、指定管理者の選定理由と経過について報告します。

この水産加工施設の使用主である水産会社が、平成24年の5月7日、自己破産したことにより契約が解除されましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第2条に基づき、指定管理者の公募を致しました。公募期間は8月21日から9月10日までとし、8月24日には施設の現地説明を行い、2業者、3名の参加がありました。が、最終的に応募者は1社のみでした。

これを受けて、9月12日、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱に基づき委員会を開催し、応募のあった1社を審査した結果、株式会社森下商店を指定管理者候補に選定したものです。

選定に当たっては、条例第4条を基に慎重に審査致しました。その結果、創意工夫に基づいた管理運営を行い、安全、安心な地域産品を全国に向けて加工販売し、地域貢献、地域雇用の創出という基本計画と適切な管理運営と維持管理計画となっていること。また、収支計画は、初年度は赤字となっていますが、次年度以降は黒字となっており、経費節減に努め、確実性の高い経営となっていること。そして雇用については、正規職員2名、パート10名体制で、販売先もある一定確保の見込みであります。従って、指定管理者候補として適切であると判断致しました。

なお、加工品目としては、カツオ、マグロのガーリックステーキ等となっています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

それでは、議案第49号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありますか。森さん。

11番（森 治史君）

一つお尋ね致します。

ここの施設でしょうか、佐賀にはものすごい冷凍施設のいい、保管できる冷凍庫があるように話を聞いておりましたが。ここにもしそれがあつたら、そういう他業者の冷凍保管なんか、その業務の中として扱うんでしょうか。もし、私の今お尋ねしよう部分で、ここにそういういい冷凍施設がないのでしたら、的違ひの質問になりますけど、何か、倒産なされたときに、あこにある冷凍施設がものすごいええがやったけどという

話が聞いてたもんで。

そういうような相手方の受け入れも、冷凍施設があったとしたら、そういう受け入れもした事業なんですか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

この施設の中にもマイナス 50 度の冷凍施設はありますが、これは小さい冷凍施設です。

性能のいいやつというのは、株式会社明神食品がうちの指定管理で行っているところに、500 トンと 1,000 トン冷凍庫があります。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

確認のための質問ですが。

指定管理者に指定する団体で、所在地がですね、黒潮一番地で止まっております。

あの土地には枝番がありましたので、この法人登記をした時点で、もうこのようになっておるのかということと、法人登記をいつしておるのかということ、確認のためにお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これは、登記簿謄本そのままです。法務局に提出した登記簿謄本です。

登記については 8 月に行っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

すいません、ちょっとお聞きしたいんですけど。

私は佐賀の会社のことよく分からないんですけど、今ですね、カツオ、マグロのガーリックステーキをやると言われましたが、これはですね、今までもこういうものを扱っていたのか、今後、初めてこれをやるのか。

今までもしやっても、これからでもいいですが、これインターネット販売を中心にしていくのか、全国展開をしていかれるんじゃないかなと思うんですけど。

そのへんはどういうふうになってるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

今回は、ここの施設では初めて、佐賀の方では初めて行う加工品目です。

販売先については、日生協いますか日本生活協同組合連合会ですか、そういうところを使って、全国展開をしていく予定をしております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑。

西村君。

3 番（西村將伸君）

この施設は以前のときには、使用料ですけれども、月 5 万 5,000 円やったように記憶しちょうがですが。

今回のあれで、使用料はどんなふうになるのか。変わるがでしょうかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

今回は 14 万円で、応募要項で挙げております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

先ほどのですね、宮地議員の質問にちょっと関連なんです。

過去にですね、あれでしょうか。ほかでもこういう営業を、この品目は違うということだったですけど、こういう感じの水産関係の仕事をやってる業者さんなんですか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

この会社、森下商店については、8 月設立の会社ですけど、役員については、こういう水産加工の経験のある方です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

8 番（山崎正男君）

指定する期間ですが、24 年から 30 年の 3 月までとなっております。

この期間については、何か適切な判断があったがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

通常、うちの町営施設につきましても 5 年から 10 年ということですので、もう年度の区切りのええとこで 5 年 6 カ月としました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

小永君。

15 番（小永正裕君）

森下商店の資本金は幾らでしょう。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

1,000万です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第49号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行いません。

議案第49号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第49号の討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

それでは、議案第49号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員提出議案第19号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてから、議員提出議案第22号、「人権侵害救済法案」に反対する意見書についてまでを一括議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第19号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、明神照男君。

10番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたもので、議員提出議案第19号についてご説明致します。

本件は、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書でございます。趣旨につきましては、今からご説明致します。

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの削減は、わが国のみならず、地球規模の重要かつ緊喫の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養（かんよう）、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっており、

また、わが国は京都議定書において、第一約束期間である、平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを6パーセント削減することが国際的に義務付けられておりますが、そのうち3.8パーセントを森林吸収量により確保するとしております。

このような中、地球温暖化対策のための税が平成24年10月に導入される一方、森林吸収財源策などの地球温暖化対策にかんする地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた提案を得るべく、さらに検討を進めるとされております。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であります。しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落、低迷や、林業従業者たちの高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しております。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記。二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保、充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月20日、黒潮町議会。提出先、内閣総理大臣、野田佳彦様。財務大臣、安住淳様。総務大臣、川端達夫様。国家戦略担当大臣、古川元久様。農林水産大臣、郡司彰様。（後段で矢野議員から指摘があり、明神議員から「環境大臣、細野豪志様。経済産業大臣、枝野幸男様。衆議院議長、横路孝弘様。参議院議長、平田健二様」の提出先の追加発言あり）

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第19号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第19号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

すみません。提案者に、ちょっとお尋ねを。

ここちょっと、次のページを、もしかして。

（議長から「抜かっています。後で」との発言あり）

10番（明神照男君）

どうもすみませんでした。

どうもすみません。環境大臣、細野豪志様。経済産業大臣、枝野幸男様。衆議院議長、横路孝弘様。参議院

議長、平田健二様。以上でございます。

どうもすいませんでした。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで明神照男君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 20 号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、宮川徳光君。

12 番（宮川徳光君）

では、議員提出議案第 20 号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書につきまして、賛成者、藤本議員の賛成を得まして提出致します。

伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書。

上記の議案について、別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

次のページに意見書を載せておりますが、読み上げます。

伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書。

東京電力福島第一原子力発電所、以下、福島第一原発での連続爆発、炉心溶解、メルトダウンから 1 年半が経過致しましたが、日本政府の収束宣言とは裏腹に、燃料棒の処理のめども立たない中、今もなお作業員の方々が、事故の拡大を防ぐために福島第一原発で日々ご尽力くださっている状況です。

しかしながら、今、この一瞬も、福島第一原発からの放射性物質は漏えいし、大気や海の汚染は拡大するばかりです。汚染は福島県内にとどまらず、東北から関東にまで及びます。事実、200 キロ離れた千葉県内、東京都、埼玉の一部にもホットスポットと呼ばれる、チェルノブイリ事故に当てはめると自主避難地域に該当するほどに汚染された場所ができております。

被ばくをなされた方々、汚染地に暮らす妊婦、乳幼児、子ども、若者たちへの健康被害が懸念されるにもかかわらず、適切な医療措置が取られておりません。また、除染、農林水産業への打撃も深刻で、莫大（ばくだい）な費用が掛かることも分かっております。しかし、これらについても具体的な対策、解決策が日本政府から出されておりません。

このような現状にもかかわらず、野田内閣は国民の 7 割が反対の姿勢を示す中、大飯原発の再稼働を強行し、さらに、伊方の再稼働まで急ごうとしています。このような民意無視、国民をさらなる危険に陥れかねない愚行を、断じて認めるわけにはいきません。

さらに、伊方原発は日本最大の活断層である中央構造線のほぼ真上にあるにもかかわらず、想定されている地震動は、新しい 3 号機で 570 ガルにすぎません。ストレステストでは、1,060 ガルの加速度を持つ地震でも耐えられるとのこととしていますが、2007 年の新潟県中越沖地震、マグニチュード 6.8 において、東京電力柏崎刈羽原発 1 号機が 1,699 ガルの揺れに見舞われ大きなダメージを受けたことを考えると、伊方原発の次の大地震に対する備えは不十分です。また、地方原発のような加圧水型原発は、原子炉格納容器内に窒素が注入されていないために、過酷事故が起きれば格納容器が水素爆発を起こす危険性があるにもかかわらず、その対策も取られておりません。

また、本年 2 月 11 日に、国際 NGO グリーンピースが伊方原発周辺から 200 個の風船を飛ばした実験では、

わずか3時間後に四万十市竹島に風船が飛来しました。原発事故というものには県境はなく、万が一、伊方原発で事故が起きれば、原発周辺地域はもちろんのこと、黒潮町を含む高知県西南部全体が放射能に汚染されることは明らかなです。

よって、黒潮町議会は福島原発事故を教訓として、子どもたちの未来とかけがえのない郷土を守るために、愛媛県知事に対して下記のことを要望致します。

記。1、伊方原発の再稼働を認めないこと。

2、四国四県、九州、中国地方をはじめ、伊方原発が事故を起こした場合に甚大な被害をもたらす恐れのある地域住民の不安の声、再稼働反対の声に真摯（しんし）に耳を傾けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。

平成24年9月20日、黒潮町議会。提出先、愛媛県知事、中村時広様。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第20号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第20号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書についての質疑はありませんか。池内君。

13番（池内弘道君）

趣旨の内容はよく分かりました。

今、全国で問題になっている原発の話ですが、なぜ伊方原発だけに限るのか。

また、これ全国的な、日本の問題ですので、提出先が愛媛県知事ということになっていますが、僕らの考えですと、どうしても内閣総理大臣あて、国会あての方がよろしいんじゃないかと思われませんが。

その点はどのようにお考えですか。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私も、その意見には賛同します。

この陳情が挙がってまいりまして、その陳情の内容、それからあて先等につきましては、その陳情者の意思を尊重しまして、そのままのあて先としております。

くり返しますけども、方向性とかそういったものは、池内議員と同じ意見です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、宮川徳光君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第21号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、坂本あやさん。

4番（坂本あやさん）

議員提出議案第21号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書提出の趣旨説明を行います。

意見書につきましてはお手元に配布しておりますので、そちらの方でご確認ください。



私の方からは、現在の黒潮町の鳥獣の状況ということについて少し趣旨を加えさせていただいて、提案の趣旨と致します。

私は今、議会の方からご推薦いただきまして鳥獣被害の対策の委員をしておりますが、その委員会の中でも毎回聞かれますのが、どういう対策を取ってもなかなか抜本的な、被害を食い止めることができないということでございます。何年前かにも私は委員をやらせていただきましたけれども、そのときにいろいろな、たばこの吸い殻がいいとか、髪の毛を焼いたらいいとか、いろいろな方法が考えられましたけれども、イノシシが2、3日すると慣れるとか。そういうことで、いざ、次の日は稲を刈るぞというときには、もう既に畑に入られてぐしゃぐしゃな状態。このことによって、今まで1年間かけて大事に大事に育ててきた作物が一晩にのうちにやられて、そして、高齢者が大変な思いをして作られた、その稲や野菜がもう取れない、収穫することができないということで、皆さん、耕作をあきらめておられるという状況が、黒潮町の中には多数ございます。

また、今までは作っていた中山間の田畑は、同じように被害が起こることによって、もう耕作をあきらめたという方が地域の中にたくさんございまして、そのことによる耕作放棄地の増加というものが、かえってこういう鳥獣の被害をもたらすというような現状をつくっている中にもございます。

今日、それこそ熊野浦の方にわなを仕掛けていただくということで、県の特別対策の係の方がいらっしゃるのでしょうか、行っていただきましたけれども。そのわなを据えるということで調整をしても、現在、黒潮町には、余っているわなはございません。これを作るにしてみても、やはり費用もございまして、それから、一般の方が柵をやろうとしたり、電気柵を作ろうとしても大きな費用が掛かりますし、現在は1年間の総費用が需要に追いついておりませんので、待っていただくというような状況下でございます。

こういう黒潮町の状況を勘案し、私は今回の鳥獣被害に対するさまざまな措置を講じていただきたいという思いで、この意見書を提出するものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第21号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第21号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで坂本あやさんに対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第22号、「人権侵害救済法案」に反対する意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、小永正裕君。

15番（小永正裕君）

人権侵害救済法案について、反対の意見書を提出するというところでございます。

かいつまんでお話ししますと、細かい事例については、お手元の配布されたパンフレットの中に書いてありますが、口頭の方でちょっと説明致します。

日本国民による人権侵害を監視するために、三条委員会、新たにこの人権委員会という組織をつくって、国民の言動を取り締まるのが、その目的ということになっております。

この三条委員会は独立性が非常に強く、国家行政組織法の第3条に規定される委員会のことですが、誰からもコントロールされません。内閣総理大臣でさえも、口を挟むことはできないということになっております。つまり、人権にかんしてはですね、裁判所および警察などから独立した、新たな裁判権や制裁権を持つ組織が

できるということになるわけでございます。また、大きな問題は、どのような行為が果たして人権侵害になるのか、その具体的な事例、全く記載されておりません。

その委員会で、あれは間違いない、黒じゃというふうに判断されれば、つまり、人権委員会の委員さんの胸先三寸で決定するということになってしまう。それがいくら真実と違うことであっても、訴えることもできない。日本は三審制という司法の仕組みがありますが、そういう、それはおかしいというふうなことさえも言えないというふうなことになってしまいます。

同法案はですね、そのバックになるのが国連人権委員会の決議、これ、パリ原則といいますが、これを基に立案されたものと推測されます。この決議されたパリ原則の本来の趣旨はですね、政府への監視、勧告を目的とするものでございます。もともとはですよ。その監視対象となるべきは、その政府が行う行政にかんして干渉するということなんです。しかし、わが国で出されておるこの救済法案というものはですね、監視対象は私たち、日本国民個人個人に対しての標的ということになっておるわけでありまして。

またですね、この委員が5名くらいの委員さんができるということになっておりますが、その委員さんにはですね、国籍条項というものは決定されてないんです。我々、日本人が日本という国に住んでですよ、外国の方が、ここに住んでる日本人のあんたは人を人権侵害してる言動があると言われれば、それで黒になるということなんですよね。日本人が日本に住んで、外国人に裁かれると。非常に理不尽な状況も生まれてきます。

もう1つおかしなことはですね、標的が我々国民個人個人でございまして、マスメディア。テレビ、新聞、ラジオ。こういう大きな、第三の権力といわゆるメディアにかんしては、規制の対象外というふうなことになっておるわけです。内容がですね、実に偏って恐ろしい。適用されればですね、我々は冗談の一つも言えない、そういうふうな状況が考えられます。

地方自治法第99条の規則に従ってですね、この反対の意見書を提出致したいと思っております。

平成24年9月20日、黒潮町議会。提出先が、衆議院議長、横路孝弘殿。参議院議長、平田健二殿。内閣総理大臣、野田佳彦殿。法務大臣、滝実殿。内閣官房長官、藤村修殿。

以上でございます。ご明察の上、適正な判断をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで、議員提出議案第22号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第22号、「人権侵害救済法案」に反対する意見書についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ただ今、議員がおっしゃられたことの中に、三条委員会の部分があったと思っております。基本的に、三条委員会の委員というのはですね、日本の国籍を有する者であることが前提とされておるわけです。

というのはなぜかといいますと、それは職務上の性質上、公権力の行使。つまり、先ほど議員がおっしゃられましたように公権力の行使に当たる部分がありますので、その行使したり、あるいはそういう思想とか、そういう参画に加わる公務員に当たることからですね、そのような公務員については、日本国籍を有する者に限られることが当然理解されておるわけです。これを当然の法律と呼ばれてですね、三条委員会についての、その公権力を行使する者については公務員と同じと見なされておりまして、これについてはですね、外国籍の方がですね、なることはできないというふうに考えておりますが。

その付近はどうでしょう。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

それは、全く違いますね。

常識的にはですよ、当然、日本の国に住む日本人が、日本国籍持つ方が委員になるべきものなんですけども、この今、民主党案として提出されましたこの法案の中にはですね、戸籍条項は一切入ってないです。当然、書かれて、記入されるべきものなんですけども、それも書かれてないんです。それを専門家が指摘しても、十分な返答もない、そういう状況です。

従いまして、その危惧（きぐ）があるということですね。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで小永正裕君に対する質疑を終わります。

これで提案趣旨説明および質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第 19 号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 20 号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書の反対討論を行います。

基本的に我々、この原発はですね、将来的にはなくしていく方向の意見はみんながまとまってると思いますけれども、今、再稼働を認めないかというこの意見書についてですね、我々議員から提出するこの意見書はですね、まあ委員会の中でも話が出ておりましたけれども、もうちょっと深く突っ込んでですね、まあ、新しいエネルギーの開発とか、蓄電システムの開発とか、停止後の対策とか、まあそういったようなですね内容を盛

り込んだ提案型のものにしていったらどうかという話もしておりました。

それと、今の社会の現状を見てですね、この、今ストップしていいものかということもちょっと疑問にあります。

まあ、ほんとにエネルギーの問題ですので、ほんと、経済の疲弊を招く恐れがかなりあります。そういうことによってですね、失業者や、また物価が上がったりですね、いろんなする可能性があります。そうなるんですね、今、経済的な理由によって生活が苦しい方々なんか、真っ先に影響を受けてきます。

そして、この意見書にありますようにですね、子どもたちの未来とか、かけがえのない郷土を守るために。ほんとに、この意見書の内容は私たちも同感するところでもありますけれども、ほんとにこのまま止まって、今から経済を、今、立て直してる段階でですね、将来、子どもたちの未来があるかということも考えます。ですので、ちょっとそのへんでやっぱり疑問も残りますので。

それと、先に言ったようにですね、議会から意見書提出は、やはり国へ目掛けて、さっき言ったような意見書提出するのが良いのではないかと思いますので、今回の意見書については反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

この意見書に賛成する立場で、意見を言わせていただきます。

日本は、長崎、広島、そして、20 年近うなりますかね、東海村。これは人的事故ということですが、ここでも放射能の事故が起きていて、作業員が 2 名亡くなっております。今回の福島原発も事故が起こって、これが一切、どのような形で終結するかもまだ確保されてない。実際に、この事故がどんだけの範囲広がって、どんだけの被害が出たかも、一切広告がありません。きちっとした報告も、国も、東電も、私は出してるとは思いません。

その中で、伊方原発。これも、電力が止まった夏の間、すべて電力は 85 パーセント前後で、生産量と供給量がバランスが取れております。まあ、俗に言う 15 パーセント余った状態で来ております。これには要因があると思います。皆さん方の、企業も、個人も節電に努力した結果。それともう 1 つは、経済が疲弊して、そういう工業の方への電力が要ららったかもしれません。そういうことも含まれると思います。

けど、これは稼働してるものを止めてくださいという意見書じゃないんです。今、こんだけ危険なものを、今止まってるんだから、このまま稼働しないように求める意見書なんです。実際に一部認めたら、1 号機でも 1 回認めたら、3 号機まで全部稼働してきます。で、今現在でも、伊方には私は行っておりませんが、私は、あの中にはかなりの量の使用済みの核燃料が保管されると思います。これの最終的処分の方法も何も決まってないのが現実だと思います。そういう危険なものがあるって、まだなおかつ、活断層が近くに走ってるという危険性もあるということで、私は認識しております。

これについても私は、知事に出すという形で、ちょっと、国じゃないかというふうに疑問をある分と思えますけど、あくまでも最終的決断は、愛媛県知事が判を押せばゴーサインになると思うんです。国から要請されたときに、最終的な判を押すのは、地元の町長さんもあれかもしれませんが、これは知事が判を押したら稼働するというように私は解釈しておりますので、まあ、届け先はここでいいのではなかろうかというように思います。

本当に、未来にこの四国を残すということでいくと、ここの原発が稼働しない。もし、いつ起こるか分からないものを心配するという年寄苦労みたいに見えますけど、ほんと、この放射能というたら目に見えません。実

際に、自分がどれだけ被害を受けたかも分かりません。これにも書いてるように、事故があって、仮に爆発が起こったとしたら、風向きによったら3時間で竹島まで来るといふんですから。来るといふことは、放射能も一緒に運んでくるということになるんです。

だから私は、この意見には、将来的に子どもとか、未来のこと考えた場合は、今は再稼働をしないように求める意見書には、そういう意見で賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

池内君。

13番（池内弘道君）

先ほど、質疑の中でも申しましたが、やはりそれは全国的な国の問題でありますので、やはり一首长にあてた意見書では、あまりにも浅い提出だと思えます。やっぱり深く考えて、国レベルでの問題ですから、国に訴えていくような形で意見書を出した方がよろしいのではないのでしょうかと思えますので、今回の意見書については反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

明神さん。

10番（明神照男君）

私は賛成です。

というのは、皆さん、いろいろな価値観、お考えがあると思う中で、自分は今考えないかんことは、生きるか死ぬるかやと思うことです。残念なことに、私たちの日本は地震の多い国。それで、現実に私たちも今、南海地震がいつ起きるか分からんということで、いろいろ対策は取っておりますが、自分は地震以上に、津波以上に、この原発の事故というものは恐ろしいもんやと、自分思ちよります。

というのは、先にも聞いていただいたように、命の問題。確かに国は、それから、大手の企業と申しますか経団連の皆さん、原発が止まったら電気がないぜよと。電気がないなったらどうなるぜよと。仙石さんが、大飯の原発を動かさず動かさんというときに、自殺という言葉まで使いました。確かに、電気がなくなったら、病院に入院されて、電動で命を支えている方なんかの立場からしたら、大変な問題ということも分かります。しかし、自分思うことは、繰り返しますけれど、これ命にかかわる問題やもんで。そういうことで、私は、まあ自分らはもう60年、70年生きてきて、ですけれど、この問題は子どもさん、赤ちゃんから子どもさん、若い人に、ほんとに日本のことを思うのであれば、その若い人の命を、自分らは大事にすることに組み込まないかんと思えます。

確かに、今の社会を基準にしたら、電気がなくなったら困ります。しかし、自分らが体験した戦後、あのときの電気。それから、日本が経済成長した中で40年、50年。その当時に戻ればよ、その基準にみんなが考えたら、自分は原発は要らんと。要らんやない、あったらいかんもんやという考えをしておるもんで、自分は反対です。

（議長から「賛成でしょう」との発言あり）

あ、自分は賛成です。すいません。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

私もこの陳情書に賛成致します。

福島原発事故が起きてですね、ほんとにその被害については、国民の大多数の方がまだまだ影響を受けていると思います。それで、国民の大多数の方はですね、悲惨な原発事故っていうのをもう二度と起こしちゃいけないと、そういう意見を持っていると思います。

それは、政府がパブリックコメントっていう意見公募したんですけど、そのときにですね、原発ゼロの意見が、もう 88 パーセント。その中でも、即ゼロというのがですね 78 パーセントにも達したというくらい、多くの国民の声になっております。

そして、伊方原発の方に入りますけど、南海トラフ大地震は必ず来ると言われてますよね。その必ず来る地震の中で、中央構造線が間近にあれば、ほんとに伊方原発は大丈夫かということでは、私たちは津波対策では最大限の、今、避難対策を考えてますが。津波の場合はですね、復興可能です、国土がね。でも、一たび原発事故が起きたら、ほんとに復興はね成り立っていきません。放射能っていうのは、前回のときも言いましたけど、放射能と人類は相いれないものです。使用済み核燃料も、10 万年もたたなかつたら消えないという、本当に危険なものです。

そして、伊方原発はこの際ずっと足りておりますので、産業がすぐ衰えるとか、そういうことは結びついていかないと思います。

それで、私はね、これをね中村知事に出すことに意義があると思うんですよ。国に出して国がね、国はそれでもゴーサインを出したとしても、知事がノーであると言えば、もう再稼働できませんので。それで、私たちは中村知事に出すことがいいんじゃないかと思うんですね。

そういうふうにしてですね、高知県内で 34 自治体ありますけど、今、可決してる自治体が 19 自治体あるそうです、昨日現在で。ぜひ私はね、できればこの全会一致で黒潮町議会が、ほんとに子どもたちの命だけじゃなくて、自分たちの命もね守っていけるように、そして国土も守っていけるような、そういう方向性を考えていく一番大事なことじゃないかなあ、命を考えていくっていうのは大事なことじゃないかなと思って、この意見書に賛成致します。

議長 (山本久夫君)

反対討論はありませんか。

下村君。

2 番 (下村勝幸君)

まあこの件については、この採択のときもお話ししましたが、採択採択のときもですね、意見言わしていただきましたけど。

やはり今、日本のその原子力政策において、ここで言うですね、伊方原発を再稼働させないということだけでいいんだろうかというですね、自分なりにその疑問がですね、やはりぬぐい切れない部分がありますので、この意見書に単純にですね、自分として賛成することは、やはりできません。

そもそもですね、この原子力というものが、今の日本のですね、この今回の福島の第一原発の内容を見て分かるようにですね、本当に皆さん心配するように、この火山帯がですねこれほど集中したこういう場所に、その原発を造ってきたこと自体はですね、私は本当に残念なことだけど、そぐわない時代であつたらうというふうに感じています。

それで、一番ここで私はポイントにしたいのが、単純にこの、まあ、伊方の原発なんかもそうですけど、再稼働しないからそれはいいというようなものじゃないと、自分ではそのように思っています。先ほど、どなたかの意見の中にありましたように、その伊方でもですね、使用済みの核燃料があつてですね、もしものときは、例えば、稼働してなければ暴走とかですね、爆発とか、そういうことはないかもしれないですが、やはり危険はですね、常にずっと残り続けるということです。稼働しなくてもですね。

ですので、私の思うに最終的には、やはりすべてのその原子力発電所は廃炉撤去していくという方向に持っていかなければならないと、私はそのように感じています。で、現実的に、今回、原子力規制庁ができたりとかですね、新たにさまざまなそういう研究機関、また監視機関等もですね動き始めてる中で、やはりリスクの高いその原子炉から段階的に、やはり廃炉としていきながら、さらに、今あるですね、今研究されてる、その原子炉を廃炉していくのと同じような感じですね、自然エネルギーの新たな開発であつたり、また代替エネルギーをですねそこで研究開発しながら、バランスよくですね置き換えていくことが、私は大事なことじゃないかなというふうに感じています。

ゆえにですね、先ほど皆さんの意見にもありましたように、もう少し大局的な見地から、国に対しては黒潮町議会独自ですね意見書を作成すべきものであつて、もう少し根本的な解決が得られるような意見書でなければ意味がないと、そのように思っております。

ですから、今後ですね、私が提出すべきと思つている内容とですね、今回の意見書の中に、もしかすると差異が生じる部分がありますので、私は今回の意見書についてはですね、賛成することはできません。

以上です。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私は、このエネルギー問題の重要性はですね、3 氏が反対の意見も述べられたように、非常に大切なところがございます。私自身があいまいな人間ですが、このエネルギー問題をエネルギーか、それから命かというような観点から考えて、我々がその是か非かというものをですね、この黒潮町で考えている間にですね、国の政策はまた変わってくる可能性もあります。私はタイミングとしては、今、出された陳情書をですね基にして、こういう意見書を愛媛県知事に出す。これは大事なことであろうかと思ひます。

それとですね、このエネルギーの問題は3.11 以来ですね、我々にあの大きな恐怖、それから大きな試練をですね与えた事件でございますので、こういう考えをどうやって、国や県、愛媛県、まあ地元ですね。伝えていくかというタイミングのときに、愛媛県知事に、今はこの民意として届けていくということが、まあ、一番タイミングのいい出し方ではないかと思ひます。我々、この町村の議会では是か非かということを考えてもですね、なかなかこれは難しい。私自身も、そのエネルギーと命という問題では是か非というのは悩んでおります。ただし、これは知事とかですね、国とか、そういう大きな機関、大きな考え、大きな材料のある所ですね、しっかりと考えてもらわないかん問題じゃと思ひております。大所高所に立ってですね、愛媛県知事がまた判断されるであろう、その第一石をですね、我々は投じていかないかん。

こういう観点から、私は賛成致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

賛成意見といたしますか、ちょっと議会の運営に慣れておりませんので、ちょっと何言いますか、要望的な所がありますけども。そういうことを述べる場でないということであれば、取り消します。

この件はですね、先の9月11日の本会議において採択になった件でございます。そして今もですね、反対討論の方の意見をお伺いしますに、方向性といいますか、考え方は同じであると、私は理解しました。

でも、小さな。小さなというのが言葉が適切かどうか分かりませんが、その内容の中に一部、差異を感じるかとですね、あて先にちょっと不適切というか、適当でないんじゃないかなというような意見がありましたけども。もしですね、そういったことがこの議会の中で追加とかですね、変更が利くものであれば、よりいい形を整えてですね、賛成として出していったらいいと思いますけども。

以上です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第20号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第21号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第21号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第22号、「人権侵害救済法案」に反対する意見書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

私は、今回の人権侵害救済法案に反対する意見書に反対を致したいです。

人権侵害は現行法で救済されておるということですが、救済されているのであれば、この法制定要求そのものがですね、自民党政府のときや現政府に挙がってこないと思います。

9月11日の高知新聞では、いじめが7万件と報道されておりました。ほかにも、まだまだ隠れた人権侵害があると思います。わが国は、1979年に国際人権規約を批准し、しかし、批准したものの、人権侵害に対する法整備が進んでいなく、国連規約人権委員会は人権侵害を調査し、不服に対し救済を与えるための制度的仕組みを欠いていることに懸念する。個人の権利を尊重することを確保するための効果的な制度、仕組みが要求されると、日本政府に何度も勧告をされています。

現在、表に出ているのは概要書であると思いますが、法案が提案され、立法府で人権の意味についても十分



論議されるべきであり、そのことで人権の赤字国と言われている日本が、人権の世紀に羽ばたけると思います。

今、インターネットなどをのぞいてみますと、中傷やひぼう、差別発言などが氾濫しています。イソップ童話に、子どもが冗談で、カエルに石を投げた。そうすると、カエルのお母さんが子どもに向かって、あなたにとっては冗談かもしれないけど、私の家族にとっては致命傷です、と訴えたという話もごさいます。

黒潮町でも、人権擁護の看板を掲げています。その町議会が、本国会には困難で間に合わなかったようですが、やっとなりの目を見ようとしている法案に反対することは、反対致します。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

小永君。

15 番（小永正裕君）

この、私が提出したものでございますけども、人権というものは大事なものでございます。これほどなたも思ってることであって、日本国憲法でもちゃんと決められております。それを、なぜ私とその、今度出される救済法案に対して反対の意を表明したかといいますとですね、先ほども言いましたように、内容が非常にあいまいであるということ。

例えばですね、こういう行為が、こういう言動が、こういう団体とか、あるいはこういう個人に対して、どういう人権侵害に当たるか。そういうことはですね、個別法でちゃんと今までもできてあるわけです。それと、大ざっぱな数を、その配布したパンフレットの中へ書いてありますが、2万1,696件が23年に法務省に報告された人権侵害の数です。その中でですね、2万1,500件が解決してるんですよ。99パーセント以上、そのとき解決されてるんです。もう既存の法律の中です。それだけ適切な法案の内容が既に整備されておるのですね、なぜ三条委員会という非常に力を強く持ったですね、それで自分で規則を作ってですね、自分で制裁権があるというふうな力まで与えた三条委員会をつくること自体が大きな間違いなんです。ほんとに人権を大事にするなら、両方、お互いの人権を大事にすべきである。人権をあやめたとされる人はですね、もしその人が警察なり入って調査したら、全くの白であったという可能性さえあるわけです。その冤罪（えんざい）でさえですよ、先ほど言いましたように、日本の司法というものは三審制があって、地方裁判所で無罪になってもですね、高等裁判所へ行き、それでも不服があれば最高裁判所まで行って、自分の意見を述べることもできるわけです。

それと、我々一般国民はですね、令状なしに拘束、逮捕される権利はないんですよ。令状が必ず要って、逮捕される。捜査は一緒ですよ。必ずこれはおかしいことをやっとなると裏付けがあって、初めて令状が出て、我々は逮捕される。ところが、この人権委員会はですね、その捜査令状とか、逮捕する令状も全く要らないわけです。いきなり来て、お前ちょっとおかしい、ちょっと来いと。反抗すれば30万円罰金、そんなことになるわけですよ。先ほどから言ってますようにですね、内容が非常にあいまいな。胸先三寸で決まる、その委員の。そういう内容のものを、なぜ我々が容認せんといかんのですか。

それと最後に、言いましたけども、先の説明で。マスコミですよ。第三の権力と言われるこのマスコミは除外されてるんです。何を書いても、どんなことを報道してもですね、間違ったことを。一切、この人権侵害の対象には及ばないいうふうになってるわけです。その標的とされるのは我々、日本国民の一人一人の個人なん

ですよ。一番弱者なんです、対象者が。なぜ、巨大な権力を持つ、政権さえ動かす力を持つマスコミに対してですね、除外するんですか。これ自体もおかしいことやないですか。

これはなぜかといいますと、今までずっとこの人権救済法案に対してですね、名前は変わってでもずっと、先ほど言われましたように出てきました、何回も。それをですね、表現の自由とか、言論の自由とかいうふうなことでですね、マスコミも一生懸命反対してきたわけですよ。ところが、民主党政権になって2年前にですね、妥協の産物で、マスコミの皆さまはこの法案の対象外にしますというふうにしたらですね、マスコミは一切反対しなくなったんです。だから、この人権救済法案がですね、我々国民の一人一人に重大な影響を及ぼすかも分からんというふうな心配があるのにですね、マスコミではほとんど報道されること少ない。そういう状況になっているのが今です。2年後の今になっている。

それで19日、昨日、内閣で閣議決定をするというふうな情報を、ゆうべでしたがちょっと聞いたことがあってですね、驚いて。これ出しといてよかったなと思うて、今日、発表させてもらったわけです。

まだまだ、言うべきことはいっぱいあるんですけども、とにかくこの法案の内容を一切、もう全部見ていただいたら、ほんとに中身がね、どんなふうに曲解されるか分からんような内容になっています。法律というものはもっと緻密にですね、ほんとの人権を守る意味の内容のものでなければなりません。この提出された法案というものは、人権を守るどころか、逆にないがしろにするような内容が非常に多くありますので、私は反対討論をここで致します。

以上です。

(議長から「賛成ですね」との発言あり)

ごめんなさい。

(議長から「賛成です」との発言あり)

賛成の討論致します。はい。

議長 (山本久夫君)

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第22号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承ください。

初めに、議員提出議案第19号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第20号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 21 号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 22 号、「人権侵害救済法案」に反対する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議員提出議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成 24 年 9 月第 11 回黒潮町議会定例会、誠にご苦労さまでございました。

本議会に提案さしていただきましたすべての議案につきまして可決承認をいただき、ありがとうございます。今議会でいただきましたさまざまなご指摘、ご指導を参考に、これまで以上に住民福祉の向上に取り組んでまいります。

よろしくお願い致します。

議長 (山本久夫君)

以上で町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 24 年 9 月第 11 回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15 時 10 分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

山本久夫

署名議員

下村 勝幸

署名議員

小松 孝年